第14回宝塚市教育環境審議会

会議概要

開催日時	令和8年（2026年）9月10日(木)10:00～11:30
開催場所	宝塚市役所第2庁舎 1階 会議室 A･B
出席者	【委員】17人 前田会長、當山副会長、辻委員、小島委員、河野委員、平松委員、迫委員、柳田委員、佐藤委員、西畑委員、髙井委員、西林委員、田井委員、田村委員、橘委員、小和田委員、高橋委員 （欠席）石野委員、岡野委員 【教育委員会事務局】 （管理部）5人 （学校教育部）4人 【傍聴】20人
次第・議事	1　開会 2　会議の成立及び公開について 3　議題 諮問事項に対する答申書（案）について 4　その他 5　閉会
会議録（概要）	
事務局	**【1 開会】** ～資料確認～ ～発言時、マイク使用に関するお願い～ **【2 会議の成立及び公開について】** 会議の成立及び公開について報告する。宝塚市教育環境審議会規則第6条第2項の規定により、委員の過半数の出席により成立する。本日、委員19人中、現在16人の委員にご出席いただいており、また遅れて出席予定の委員がいるため、会議が成立していることを報告する。 次に会議の公開について。市の審議会等の運営に関する指針に基づき、会議は公開を原則としている。宝塚市教育環境審議会傍聴要領第3条により、会長は会議の開催場所・会議室の規模に応じて傍聴の定員を設けることができる。ただし、法令等で非公開とされているものや、審議事項が個人情報等に触れる場合は、本審議会で非公開と決定した場合に、会議を非公開とすることができる。本日の議事等に個人情報等に関する事項はないため、公開とする。 本日は18人（その後さらに2人）の方に傍聴にお越しいただいている。傍聴希望者の方には、受付時にお渡しした「傍聴希望される皆様へ」をご一読いただき、会場内では静かに傍聴いただくようお願いする。

事務局	議題に入る前に1点報告がある。前回の審議会において、A委員から、私立幼稚園連合会として私立幼稚園の取組をまとめ、次回の審議会でお示しできるようなものを作成したいとの発言があった。本日はA委員が海外出張でご欠席のため、B委員からお話がある。
委員	私立幼稚園から参加している。意見書について、A委員が本日所用によりご欠席のため、代読する。 『意見書 第14回教育環境審議会御中 審議会委員 A（宝塚市私立幼稚園連合会会長） 第14回教育環境審議会において以下の事由により審議会に出席できないため、予め事務局に意見書を提出いたします。 欠席理由：国際会議出席・海外出張により不在となるため。 意見： 第13回教育環境審議会の議論において、時間の制約により十分にお伝えできなかったことを以下に記します。 ・宝塚市私立幼稚園連合会会長として、市内14園の現状をお伝えします。 各私立幼稚園（私立幼稚園由来の認定こども園3園を含む）は、創立来100年を超える歴史を有する幼稚園をはじめとして、それぞれの地域にあって幼児教育と児童の福祉、子育て支援に取り組んできた長い歴史があります。 各私立幼稚園はそれぞれに建学の精神、教育理念に基づき、また幼稚園教育要領に則って子どもたちの生涯にわたる人格形成の礎となる幼児教育を行っています。設立母体また設立に至る経緯は様々ですが、すべての私立幼稚園が子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、その健やかな成長を願い、必要な環境を整えることでその使命を果たしています。 近年は様々な特性や背景をもった子どもたちが増えており、保護者のニーズも多様化しているなかで、地域の子育て支援ステーションとしての役割も担っており、既に多くの支援の必要な子どもを受け入れており、小学校へ送りだしている実績もあります。 かつては公立幼稚園の役割として私立幼稚園での受け入れは消極的でしたが、今では私立幼稚園の教員も幼児教育における特別支援教育を学び、実践に活かしています。 また、幼児教育センターをはじめ様々な機関や施設とも連携しながら多様な子どもたちの教育に取り組んでいるところです。 しかしながら、多様な子どもたちを受け入れるためには、加配措置が必要であるなど、受入れ環境を整え、子どもの状況に応じて教職員を適切に配置することが求められますが、少子化や物価高騰の影響もあり各園とも運営に必要な資源が十分には足りていない状況です。 特にこうした特別支援教育においては、国の制度の充実や市からの支援が必要です。 宝塚市では、既に公立幼稚園に通うことが出来ない地域が多数存在します。そうし

	た地域の幼稚園の受け皿は私立幼稚園が担っていますが、そうした地域にも支援の必要な子どもがいて、私立幼稚園が担任とフリー教員が中心になって支援しています。ここに、公立幼稚園と同様に加配教員や介助員が配置されれば、宝塚市内全ての子どもが安心で良質な保育を受けることができます。そのための支援策を講じていただくよう求めます。 （まとめ） ・これまで配慮や特別な支援を必要とする多くの子どもたちが私立幼稚園で教育を受け卒園しています。 ・公立の幼稚園が統廃合されたあとの地域で私立幼稚園が多くの役割を担っています。 ・私立幼稚園は行政機関とともに「こどもまんなか社会」の実現に向けて様々な取組や研修を通じて教職員の研鑽に努め、教育・保育の質の向上を目指しています。』 以上である。
事務局	代読を感謝する。ただいまご説明いただいた内容も踏まえながら、以降の審議をお願いしたい。また、メールでお伝えした通り、修正意見については、どこをどう修正すべきかを具体的に根拠もあわせてご提案いただくようお願いする。それでは、会議の進行を会長にお願いする。
会長	議事に入る前に確認したい。本日の出席者数は何人か。
事務局	まだ来られていない委員がおり、現在16人の委員にご出席いただいている。
会長	まだ来られていない委員を除いて16人か。
事務局	そうである。
会長	なぜ確認したかというと、本日の会議で議決を要することがあるかもしれない。規則第6条第3項に、審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるとの規則があるため、お知りおきいただきたい。従って委員16人の出席であるから過半数は9人となる。 それでは議事に入る。 **【議題3 諮問事項に対する答申書案について】** お手元に答申書案がある。これは事前に今週月曜日にお送りしており、その際に誤字脱字等があったため修正版を送付しているが、内容に変更はなく、文字の修正のみである。 答申案の作成にあたっては、第12回審議会のときに基本的な考え方を示し、その場では特にご異論がなかったため、それをベースとした。その後、委員の皆さんからメールにて意見を送付いただいたので、それをできるだけ酌み取る形で作成したものである。

	いきなりこの答申案を出されても困るというご意見もあろうかと思うが、時間的制約があり、審議会を何度もできるものではないので、ゼロから作り上げていくと時間が足りないため、あくまでたたき台としてお示しするものである。 事前にお配りしているが、もしご希望があれば読み上げるがどうか。 ～希望なし～ それではこのまま進める。行番号が振ってあるが、これは何ページの何行目についてどう修正してほしいというご意見をいただくためのものである。前の方からご意見があれば、皆さんに修正してよいかどうかをお諮りした上で修正をかけていきたい。このやり方で進めることについてご異論はないか。 ～異議なし～ では、「はじめに」について異論はないか。 ～異議なし～ 「宝塚市の現状について」についてはどうか。 ～異議なし～ では3ページ55行目以降の諮問事項1「市立幼稚園の適正規模及び適正配置について」に進む。基本的には、以前15人、20人等の数字が出ていたが、お読みいただければ分かるが、調べたところ定説がないため、適正規模を何人と決め打ちで示すことはしていない。ただ考え方として、単なる数だけでなく、市立幼稚園が果たしている役割も考慮しなくてはならないということを入れている。また、先行研究を探し、いくつか紹介しており、そこでは保育者の意見を反映していることがポイントとなっているため、今後教育委員会においても、もし数値の検討をするのであれば保育者の意見を聞かなくてはならないということを書いている。保育者の回答の決め手の根拠についても示している。 また、OECDの調査についても、以前C委員からOECDの数値等も参考にすべきとのご意見があったため、参考として記載している。ただしOECDの資料は幼稚園と保育園込みの数値であるため、配慮が必要である。そういったことを参考にして今後適正規模について検討していく。また、丸橋幼稚園の保護者の方からご意見をいただいたため、複式学級の意義やその是非も検討すべきということを書いている。以上が適正規模に関してだが、ご意見はあるか。 繰り返しになるが、適正規模について何人、という考え方は示していない。
委員	たたき台の作成に感謝する。適正規模について具体的な人数を示さないという方向性については賛成する。先行研究の読み方について、場合によってはミスリーディングになる可能性があると思うため、指摘させていただく。 108行目以降に触れられている社団法人全国幼児教育研究協会の調査で、具体的な数字を挙げているため、これを考慮しなければならないのかという点について述べる。ここに書かれている個別的な援助と協同性の援助という二律背反的なもの、すなわち少人数にすれば個別的な支援・教育・保育が可能であるが、人数が増えると協同性、つまり集団で整った行動をするという方向に働くという傾向が見られるということは大事である。しかし、この調査を要約したサーベイ（資料1-3）には十分に書かれてい

	ない部分があり、原資料を当たると、集団性の育ちについて、必要な最低限の人数だけで考えるのではなく、幼児期に必要な集団での関わりが持つ意味内容・それが果たす意味まで検討していく必要があるという指摘もされている。これは文部科学省のホームページに掲載されている。その部分も含めてきちんと書かないとミスリーディングになる。 　もう1点は、会長からもご指摘があったが、あくまでも保育者・先生方からの意見を集約した調査であるという点である。まとめのところで、自分の力量に合致しているという思いが働いたときに、その担任学級の規模がちょうどよい人数であると回答するのではないかという指摘もされている。あくまでも保育者の意識調査であることに注意しなければならない。 　この2点について、協同性の育ちがどういう意味を持つのかということを検討しないといけないこと、これが今後の課題として調査の中で触れられていることを指摘しておく必要がある。また、あくまでも保育者の意識調査に基づくものであることが、121行目の「評価されるべき」という表現に影響してくる。「評価する」は重んじるべきという意にとらえられるポジティブなワードであるため、そうではなく「留意すべき」に変えるべきである。
会長	121行目の「評価」という言葉を「留意」または「考慮」という言葉に変えるということでよいか。
委員	そうである。
会長	ご指摘の通りだと思うので変更する。1点目のご指摘については、原資料に当たり直して、追加させていただく。
委員	原資料の最後に検討すべき課題として指摘されているので、その部分も注意したデータであることを確認しておくべきだと思う。
会長	承知した。反映させていただくが、皆さんよろしいか。 ～異議なし～ 　本日の記録も確認し、正確に入れ込ませていただく。 　他にご意見はあるか。 ～意見なし～ 　また何かあれば、後でもご指摘いただけたらと思う。 　では適正配置について、5ページ目・答申案140行目以降について述べる。他の自治体の答申では、適正規模・適正配置という言葉がよく出てくる。適正規模の人数を決め打ちして、それに足りないから統廃合という流れになっているが、この答申ではそれはしない。適正配置に関しては統廃合の話は一切入れていない。 　委員からメールでいただいた意見の中にもあったが、公立幼稚園が非常に重要な役割を果たしているということを書いている。配慮を必要とする子どもたち、外国語を母

	語とするお子さんたち、地域の中で果たしている役割等について押さえたつもりである。 　そうではあるが、市内にかつては市立幼稚園が20園以上あったが、どんどん統廃合されてきて、現在は西谷を含めて7園という体制になっている。公立幼稚園が果たしている役割を享受できる子どもが地域的に限られてくるため、公立幼稚園の役割を受けることができない園児が少なからず存在する。そこの部分については私立幼稚園に頑張っていただかなければならない。先ほどの私立幼稚園連合会からのご意見の中にもあったように、今後は私立幼稚園でもそれに取り組むということである。私個人としては、これはできるだろうではなく、やってくれなくては困ると思っている。そこを含めて、私立幼稚園と公立幼稚園全体を見て、バランスよく配置されるべきだというのが基本的な考え方である。平成26年度の答申では、市立幼稚園だけで全市的にバランスよくということだったが、残念ながらその後も小浜幼稚園・良元幼稚園等が廃園されており、空白地帯が出ているのは現実問題としてある。特別支援教育を要する子どもたち・外国から来られた子どもたちとともに学ぶことは、今後の多様性・共生社会を考えれば、市立幼稚園と同様に私立幼稚園の園児にも重要であると思い、市立・私立を込みでバランスよく配置するということである。くどいようだが、具体的な廃園については一切入れていない。以上のことを書いたつもりだが、いかがか。
委員	152行目から153行目の「私立幼稚園を指導・支援すべきである」という記述について、もう少し具体的に何を指導し、どの部分を支援するのかを書かなくてよいか。
会長	諮問事項3のところで財政的な支援・加配職員の配置について書いたつもりだが、ここに入れても構わない。具体的には人的支援・物理的支援・資金面での援助が思いつくが、諮問事項でも出てくるが、ここにも入れさせていただく。よろしいか。 ～異議なし～
委員	その点に関連して述べる。諮問事項3で書いてあることが実は全体に関わる話であり、そもそも教育委員会及び市立幼稚園の役割をどう考えるのかを踏まえて、市立幼稚園の機能の充実をどう考えるのか、そしてそれを踏まえて適正規模・適正配置を考えるのかという順番で答申すべきで、諮問の順番と逆ではないかと思う。諮問の通りに順番に答申しなければならないということはないと思うので、この順番を変えるとより流れがよくなるのではないかと考えている。各論を見た上で、また全体を見直す段階で改めて検討してはどうか。
会長	諮問事項の順番を変えることについて、事務局にお尋ねする。ルール的にどうか。
事務局	諮問事項はあくまでも行政側が3つの項目を示したものであり、必ずしも答申がこの順番でなければならないというものではないため、逆であっても差し支えはないと思う。意味が通るようであれば問題ないと考える。

会長	諮問事項の順番自体は変えられないが、答申における記載の順番を変えるということでよいか。
委員	そうである。
会長	それでは、諮問自体の順番は変えられないが、答申案における記載の順番を変えることとする。番号の付け方等を考えて対応させていただきたいが、皆さんよろしいか。 ～異議なし～
委員	適正配置について考慮すべき要素として、市立幼稚園が果たしてきた役割を総合的に判断するという点には賛成するが、それ以外に配置を考える上で検討すべき要素を挙げなくてよいのかが気になっている。例えば、近隣にどのような私立幼稚園も含めた教育施設があるかという地域的な状況、幼稚園へのアクセスのしやすさ（公共交通機関の状況等）、地域の需要・選択率なども挙げるべきではないか。地域によって公立幼稚園の周囲に私立幼稚園がない場合、その地域の子どもたちへの影響が大きいエリアがあり、もし公立幼稚園がなくなればその後の影響がどうなるかという点も、適正配置を考える上での重要な要素になりうる。その点について触れるべきではないかと考える。
会長	平成26年答申の「バランスよく」という表現の中にそうした意味も含まれていたため書かなかったが、追加することについてはやぶさかではない。近隣の幼稚園の所在状況、個々の幼稚園に対するアクセスの状態、地域のニーズ等を適正配置においては考慮すべきであるという文章を入れることでよいか。
委員	そうである。ある程度考慮すべき事項を明示しておかないと、フリーハンドで「バランスよく」だけだとブレるというか、教育委員会において方針の趣旨に沿わない展開になってはよくないという思いがある。例示しておくのがよいと考える。
会長	今おっしゃっていただいた内容を追加させていただいてよろしいか。異論はないか。 ～異議なし～ ではそのように追記する。他にはどうか。
委員	私立幼稚園から参加している。150行目に「これまで市立幼稚園が果たしてきた役割は私立幼稚園によって担われなければならない。特別支援教育や日本語を母語としない子どもの受入れなどについて、私立幼稚園がこれまで取り組んでこなかったわけではないが、今後より積極的にそうした取組を行っていけるよう、教育委員会が私立幼稚園を指導・支援すべきである」と書かれている。もちろんその通りだと思っている。私立幼稚園としても、これまで補助がない中でなかなか加配を採用することができなかった。以前、幼児教育センターに対して、そうした補助は宝塚市にはないのかという問い合わせをしたことがある。その時点では、そういうことも考えていかなければならないと

	は思っているのだがとのご返事であった。当園では、人件費が赤字になっても、子どもの安全・周りの方の安全を確保するためにも必要だということで加配を配置したという経緯がある。今回、市からの補助等をいただけるということであれば、より多くのお子さんを受け入れやすくなるのではないかと思っている。
会長	ご意見を感謝する。そのことを踏まえて書かせていただいたつもりである。よろしくお願いしたい。 また何かあれば戻るが、次に進ませていただく。 諮問事項2について述べる。当初の流れとして、特定の幼稚園を閉園し、残りの幼稚園について機能充実をというような持ってこられ方になっていたと思うが、そもそも市立幼稚園の機能充実は統廃合をしようがしまいが行わなければならないことだと思うため、そのことを157行目から160行目に書いている。 機能強化というのは、もちろん給食や3年保育といったところもそうだが、もっと大きな話であると思うので、諮問事項3で触れるとした。 諮問文には3年保育の拡充・保育時間の延長・給食の提供・登園方法の緩和の4つが挙げられていた。これを軸に前回・前々回の審議会でいろいろご意見をいただき、その後のメールによる意見提出も見て、様々なご意見があった。 この4つのことについて当然であるというご意見もあった一方で、本当にできるのか、保護者がそれを望んでいるかどうかを正確に把握しているかというご意見もあった。 また、3年保育・保育時間の延長・給食等をしたとしても市立幼稚園の園児数が増えるかどうかについては、私立幼稚園はすでにそういうことをしているにもかかわらず園児数の減少が激しいことを考えると、園児数を増やすことが狙いであるとするならばそう有効ではないというご意見もあった。 財政の観点から慎重に考えるべきというご意見もあった。 様々なご意見があったため列挙させていただいているが、まとめきれなかった。皆さんからまずご意見をいただきたい。
委員	先ほどの話と重複するが、機能の充実を考えるときには市立幼稚園がどういう役割・存在価値を持つのかという総論的なところを諮問事項3で検討した上で、それを具体化するためにどう機能を充実させるのかという論理的な順序になっているため、若干まとめにくい状況になっているのではないかと考えている。諮問事項3を検討した上で諮問事項2について考えていくのがよいのではないかと思う。 また、多様な意見が出たのであれば、この答申で教育委員会の皆さんが次にどうするかという方向性はやはり示した方がよいと考えている。例えば、保護者ニーズが正確に把握されているかどうかわからないという問題点があるのであれば、それを指摘した上で、まず保護者ニーズを把握すべきということを答申することになるのではないかと考えている。課題がこういうふうにピックアップできたので、教育委員会としてはこういうことを考えましょう・こういうことをやってくださいということを答申すればよいのではないかと考える。

会長	並べ替えについて、諮問事項3を先に、その次に諮問事項2、ということでよいか。
委員	順番を変えないのであれば、諮問事項3をしっかり定義するのがよい。3をきっちり定義してから2に戻れば、先ほど言われたように、必要な機能が出てくる。本来はあるべき姿があって、必要な機能があって、機能の仕様・運用方法が出てくるはずである。順番がバラバラなため非常に飲み込みにくい進め方になっている。諮問事項3をきっちり定義してしまえば2の要求が出てくるので、それに戻って定義すればよい。まず諮問事項3をやらないと、諮問事項2でいくら議論しても修正が入るはずである。 給食をやる云々と言っても賛否両論があった。諮問事項3がはっきりすれば、諮問事項2の機能としての給食の必要性が決まる。どの幼稚園でやるのかというのが定義されたら諮問事項1に戻っていく。こういうやり方をしないから各論に入ってしまい、非常に時間がかかっていると思う。
会長	ご提案は諮問事項3を今ここで議論するということか。
委員	そうである。あるべき姿が共有されていないから、何を議論しようがまた修正になる。
会長	承知した。諮問事項2を後に回し、諮問事項3についてご意見をいただきたいが、皆さんよろしいか。 ～異議なし～ それでは諮問事項3について先にご意見をいただきたい。 まずC委員から本日ご欠席につき提案書が提出されているため、先に紹介させていただく。 答申案176行目（C委員ペーパーでは188行目）の「現在、中間報告が出ているが、そこでは幼児教育センターの設置と趣旨として上記の①から⑤の方向性が示されている。また」というところを削除してはどうかとのご提案である。理由は、中間報告（文部科学省の中間報告）については下記の取りまとめ等で触れているため、ここでは別に書かなくてよいとのことである。 次に、答申案185行目から186行目の「すべての私立幼稚園、公立保育所、幼保連携型認定こども園、私立幼稚園や私立保育所、私立保育園、就学前児童」という部分について、コメントの趣旨はフィードバックの対象は施設であること、205行目と表記を一致させることとのことで、修正が入っている。 裏ページについて、答申案205行目の「なお、私立幼稚園に対する財政上の支援については、私立幼稚園における授業料以外の経済的負担については、私立幼稚園にも経済的に厳しい家庭の子どもが存在することは配慮されたい」という文言について、重複を避け、また授業料は保育料の方が適切とのことで、「なお、私立幼稚園に対する財政上の支援においては、保育料以外の経済的負担軽減を含め、厳しい家庭環境の子どもが存在することへ配慮されたい」と修正してはどうかとのご意見である。 私自身、この修正案を確認したのはつい先ほどになるが、まとめた立場としては修正して問題ないと思うが、いかがか。

委員	読点位置の関係で、「厳しい家庭環境」という表現が、必ずしも経済的に厳しいということだけを意味することにはなっていないため、「経済的に厳しい家庭環境」とすべきではないか。
会長	そうである。「経済的に厳しい」と修正する。以上がC委員からのご提案である。 続いてD委員から修正のご提案がある。D委員からの提案という資料について、D委員からご説明いただきたい。
委員	日本語を母語としない子どもの受入れについて、何行か加えていただければという提案である。 これまでの様々な議論を見ていると、特別支援が必要な子どもについてはしっかりと記載されているが、日本語を母語としない子どもたちについては所々で触れられているだけで、一体どうするのか、何ができるのかについてあまり詳しく書かれていない。必要ないのかといえばそうではなく、現在日本全国で外国からの人たちがすでに四百万人になったというニュースが最近あった。つい最近まで二百数十万人だったのが、すごい勢いで増えている。その影響は宝塚市も含めて避けられないと考える。これから先もそういった人たちが少なくとも今ぐらい、もしかするとさらに増える可能性もある中で、あまり放置することはできないと思った次第である。 では幼稚園教諭として外国語を話す子どもたちに対応できるかというと、結構難しいかもしれない。私が関西圏2府4県で、外国語を学びながら幼稚園教諭の免許が取れる大学がどれくらいあるのかを調べたところ、おそらく8校程度であり、その8校についても詳細を見ると様々な条件がある。こういった状況があるため、外国語・多言語対応しながら幼稚園教諭になれる人、あるいはなる人はかなり限られてくる。 そういった人たちが宝塚市に来てくれなければ、どうするかを考えなければならない。幼稚園免許がなくてもできそうなこととして考えてみると、海外での保育経験を有する人たち、海外にルーツを持つ人たち、あるいは保育士から幼稚園教員資格認定試験を経た者など、多様な経歴の有資格者を視野に入れて、文化的な背景の異なる子ども及び保護者の支援の経験や意欲を評価した採用の仕組みを設けてはどうかというご提案である。 あわせて、母語支援員や通訳者といった免許を要しない支援人材の活用、現教職員への研修、こういったものを組み合わせていくことが重要ではないかと思った。 子どもたちへの支援と同時に、「やさしい日本語」を使いながら保護者へ伝達の技術を教えていくことにもなるし、異なる文化的背景を持つ家庭を理解しようという姿勢を示すことにもなる。研修を通じて、現教職員も含めて様々な対応策を見つけていくのがよいと考えた。こういった文章を適切な場所に入れていただければと思う。以上である。
会長	皆さん、文章（別添資料）はお読みになったか。どこに入れたらよいか。

委員	189行目と190行目の段落の切れ目あたりがよいのではないかと思っている。
会長	発案者のD委員から189行目と190行目の間というご提案だが、いかがか。前後の繋がりがおかしくならないよう調整はさせていただく。よろしいか。 ～異議なし～
委員	幼保連携型認定こども園への移行が望ましいのではないかと、委員からの指摘として紹介されているが、この審議会で審議し尽くされただろうか。この点は割と大きなテーマであるため、この審議会で議論を深めて盛り込むかどうかを決めてもよいのかと思っている。方向性に反対するわけではないのだが。
会長	C委員から第1回・第2回の審議会で強く出されており、知識経験者の先生方に集まっていただいた際にも同様の指摘があった。今後これについて話し合っていくべきということを「おわりに」のところにも入れている。C委員は附帯事項でもよいとおっしゃっていたが、それだけが附帯事項になるのも妙だと感じ、また、「おわりに」だけにいきなり出てくるのもどうかと思い、このところに入れさせていただいた。 教育学の専門でないため、そのあたりは少し疎く、議論すべきかどうかよく分からない。
委員	幼児教育センターが施設の垣根を超えた連携教育を目指すのであれば、それに沿う流れであると思うので、殊更に反対するわけではなく、コンセンサスが得られているのかが気になった。 また、終わりのところで「こども園への移行を検討する会議体の設置を検討すべき」と指摘されているが、その会議体がこの審議会ではないのかという思いもあり、別途何かを立ち上げるべきかどうかも気になった点である。
会長	C委員は、この審議会で議論するのでなく、別の場所で議論すべき大きなテーマであると捉えておられた。審議会かどうかは分からないので、「会議体」とした。
委員	わざわざこの教育環境審議会の規則で審議事項に「就学前教育の振興に関すること」を加えている。例えば集中的に審議するために特別委員会を設けて、ということなら分かるが、この審議会で議論されないのはどうか。別の会議体を必ず作らなければならないわけでもないのではないか。
事務局	C委員の意図としては、認定こども園になると保育園・保育所に関係してくる。教育環境審議会は教育委員会の諮問機関であるため、教育の権限の及ぶ範囲での審議となる。保育の場合は市長の権限になるため、委任等は受けていないので、この会議体の中だけで検討することが権限の関係で難しいという配慮があったのかと思う。もし審議するのであれば、市長から教育委員会への権限委任を受けた上での審議になってくると考えている。

会長	保育は市長の権限であり、教育委員会のテリトリーではないということか。
事務局	権限的には市長の権限であるため、ここでの議論は教育委員会の諮問にはならず、市長からの諮問を受けなければならなくなる。
会長	市長にその認識を持ってもらって諮問してもらうということは考えてもよいわけである。教育委員会から、こんな声もありましたよというコミュニケーションが必要ではないかと思うが。
事務局	この議論をするためにはその投げかけは必要になってくる。その投げかけを受けてどこで議論するか、権限を教育委員会に移すのか、あるいは市長と教育委員会が別の権限（別の会議体）で議論するのか、そこは整理が必要である。この審議会で議論ができないわけではないが、議論の方法・どこの会議体でやるのかについては権限の関係を見ながらの判断が必要である。
会長	答申案217行目から218行目の「宝塚市においても幼保連携型認定こども園への移行を検討する会議体の設置が検討されるべきである」という表現について、「こども園への移行も今後検討されるべきである」としてはいかがか。 ～異議なし～ その他いかがか。
委員	ここが肝要だと思う。他市に行っても本市の幼児教育センターが素晴らしいと聞いた。ここにも179行目に「評価できる」と書いてあるが、何をもって評価したのかという明確な数字や他市との比較を出さないと、効果があるかどうかよくわからない。また、残った市立幼稚園に分室として展開するとあるが、何の機能をわざわざ分室としてそのエリアに入れるのかが、何をすべきなのかが見えにくい。なぜ分室として入れるのか、なぜ今のセンターではできないのかという点が見えにくいため、幼稚園を幼児教育センターという名前に変えてしまうほどの勢いがあってもと思うのだが、ビジョンが見えにくいため、どういう形でこれを作られたのか教えていただきたい。
会長	ここもC委員の意見を基にした部分であり、C委員は「全国に先駆けている」と非常に評価されておられるが、幼児教育センターからそれについて伺えるか。
事務局	以前、幼児教育センター所長を務めていたため、その立場からお話しする。C委員が評価してくださっている裏付けとして、各私立幼稚園にアドバイザーとして訪問しており、そこで毎年振り返りのアンケートをとっている。特に特別支援教育のアドバイスについて、大変参考になっているという声をいただいており、そのアンケートを背景に評価いただいていると思う。研修についても毎回アンケートをとり、今後何を学びたいかを聞いて次の研修に反映している。保幼小の連携強化という部分でも、幼児教育センターが

	各地域の連携が円滑に進むよう、財政的な援助も含めて会議体の設置等を進めてきた。 　分室機能については、今の幼児教育センターで市全体の就学前施設の教育充実を図っているが、より充実を図るという意味で、適正に配置されている公立幼稚園においても機能を十分に果たしていきたいと考えている。例えば、幼児教育センターでは子育て支援として研修をしたり親子教室をしたりしているが、庁舎にはなかなかスペースがない。各幼稚園に分室機能を持たせれば、遊戯室・園庭といった場所も提供でき、より実践的・具体的な支援ができると考えているため、そういった意味で機能強化ができると思っている。
委員	それであれば、より一層、幼稚園の名前を変えて核として、先ほど援助があれば私立幼稚園も加配がつけられるとの言葉もあったので、市がアンテナ的に公立幼稚園を使ってノウハウやコストを回収し、私立がさらに受け入れやすくなる、1人の子どもに3～4人ついているのが2人でできるようノウハウを蓄積してもらう。そのノウハウを吸収するという目標に変えることで、公立幼稚園を維持できるのではないか。取りこぼしてはいけないところであり、それが多分ここの肝ではないかと思っている。そういう機能を分室として持たせ、幼児教育センター〇〇園という名前に変えてしまうくらいの勢いのものは現場にはないか。
事務局	公立幼稚園の役割が十分に発揮できていなかったため、今回そこを見直して、名前も幼児教育センターの分室という名称に変更し、地域への教育の発信・人的支援・財政的支援を行い、財政的支援をすればきちんと保育されているかどうかをその拠点から確認していくことで、全体的な底上げをするための拠点センター化をしていきたいと考えている。ご意見いただいた通りの組織にしていきたいと考えている。
会長	それでよろしいか。すぐに文章が思いつかないが、加えていく。「評価できる」という根拠、こういう点で評価されるという内容と、分室にする意義についてもう少し書き込むようにする。 　「おわりに」の部分について、216 行目、C委員より「神戸市」を除くように修正案をいただいている。
委員	おそらく政令都市と同列に並べない方がよいとの意図だと思う。
会長	削って問題ないようであるので、修正しておく。 　では諮問事項2に戻る。 　現在両論併記のような形で書いているが、委員から、またC委員からも、審議会の答申として結論を示していくことが求められるとのご指摘をいただいている。具体的には「保護者ニーズの精査と市財政の状況等を勘案し、市立幼稚園が本来の役割を果たすために、優先順位をつけながら、機能強化を推進していくべきだろう」という修正のご提案を受けているが、いかがか。ご異論がなければそのように修正させていただくが、

	他にご意見はないか。 ～異議なし～ 　他にないか。 ～意見なし～ 　それではここまでいただいたご意見を確認させていただく。漏れていたら申し訳ないが、後で議事録をしっかり確認するのでご容赦いただきたい。 ・まず順番として、諮問事項自体の順番は1、2、3から変わらないが、答申案の構成としては「はじめに」、「宝塚市の現状について」の次に、大きな2として諮問事項3の部分を持ってくる。次が諮問事項2、最後に諮問事項1を持ってくるという順番に変える。 個別の修正事項として、 諮問事項1について ・答申案4ページ108行目から118行目の社団法人全国幼児教育研究協会の調査・報告書に関して書き漏れがあるため追加する。 ・121行目の「評価されるべき」を「留意されるべき」に変更する。 ・5ページの適正配置について、近隣における幼稚園の所在状況、個々の幼稚園に関するアクセス状況、地域の需要なども考慮するという文章を入れる。 ・152行目から153行目の私立幼稚園に対する指導・支援について具体的な項目を入れる。 諮問事項2について、 ・C委員からのコメントを加えさせていただく。 諮問事項3について、 ・180行目の「評価できる」という記述に関する根拠を示す。 ・分室機能を設ける意義についてもう少し詳しく書く。（加筆の場所については要検討） ・189行目と190行目の間にD委員からのご提案をそのまま入れる。 ・C委員からの文言整理を入れる。 ・最後の経済的な配慮のところの文章をC委員の修正案通りに修正する（「経済的に厳しい家庭環境」と修正）。 「おわりに」について、 ・216行目の「神戸市」を削除する。 ・217行目から218行目のこども園への移行に関する表現を「こども園への移行も今後検討されるべきである」に変える。 　以上で漏れはないか。 ～異議なし～ 　それでは、他に意見がなければ、本日賜った修正をかけて、最終的な答申を作成していく。修正後の文言調整等については、会長に一任していただくことでよいか。もちろん書き直した分については皆さんに見ていただくようにする。よろしければ挙手をお願いしたい。 ～過半数の挙手あり～ 　過半数の挙手をいただいたため、私の方にお任せいただくということで進めさせていただく。ありがとうございました。

事務局	修正後の答申案については、会長のご確認が終わった後、改めて各委員の皆様に電子メールにてお送りする。内容をご確認いただくようお願いする。あわせて議事録もお送りするため、議事録の確認と答申案の確認をあわせてお願いする。ご不明な点があれば事務局までご連絡いただきたい。
	【4 その他】
委員	公立幼稚園についてご意見をいただき、これまで教育委員会の指導のもとに積み重ねてきた教育について評価していただけていることを、身の引き締まる思いで受け止めている。これまで宝塚市の子どもたちのために取り組んできたため、これからも公私立や幼保に関係なく、宝塚市の子どもたちのために引き続き一生懸命保育実践・研究などを積み重ねていきたい。よろしくお願いする。
	【5 閉会】
会長	ありがとうございました。本日の予定はすべて終了した。ご出席いただいた委員の皆様、本日欠席された委員の皆様も含めてご協力ありがとうございました。今後ともよろしくお願いする。
事務局	会長、委員の皆様、4回にわたってのご審議、どうもありがとうございました。 本日は大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。

第14回 宝塚市教育環境審議会

日時：令和8年（2026年）9月10日(木)10時から
場所：宝塚市役所 第二庁舎1階 会議室 A・B

1　開会

2　会議の成立及び公開について

3　議題
　諮問事項に対する答申書（案）について

4　その他

5　閉会

【配布資料】
　資料1　宝塚市教育環境審議会答申書（案）
　資料2　宝塚市教育環境審議会の各委員から出た意見

令和8年度（2026年度）教育委員会諮問2号

令和8年度（2026年度）

宝塚市教育環境審議会答申書(案)

宝塚市の幼稚園教育の振興等について

令和8年（2026年） 月 日

宝塚市教育環境審議会

はじめに

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、就学前教育は、子どもの心身の健やかな成長には欠くことのできない大きな意義を有している。

その中でも幼稚園は、子どもたちが学校教育の出発点として、集団生活を通した学びをはじめて経験する場であり、集団の中での遊びや生活といった具体的・直接的な体験を通して、社会性や思考力、感性や表現力などの「生きる力」を身に付けることになり、この時期に規範意識を育み、自分の気持ちを調整する力を養うことは、小学校への円滑な接続に向けた重要な一歩となる。

一方、少子化の進展や保護者の就労状況の変化による長時間保育へのニーズが高まり、幼稚園の園児数が大幅に減少しており、特に市立幼稚園の園児数の減少が顕著で、今後もこの傾向は継続するものと見込まれる。

本市では、既に平成26年度（2014年度）に設置された宝塚市幼稚園教育審議会でも同様の諮問を受け、市立幼稚園の適正規模・適正配置のほか、3年保育の拡充や特別支援教育、小学校との連携、幼児教育センターの役割について審議した。

こうしたこれまでの経緯も踏まえながら、本審議会ではさらに進行している少子化の影響や長時間保育のニーズの高まりの中、3つの諮問事項について慎重に審議した。

Ⅰ 宝塚市の現状について （資料編参照）

(1)就学前人口の減少

宝塚市では、昭和50年（1975年）に0歳児から5歳児までの就学前人口が19,172人とピークを迎え、その後は少子化の影響を受けて減少に転じ、平成7年（1995年）には11,731人にまで減少した。その後、一部地域の局地的な住宅開発が続いたことから人口が増加傾向に転じ、平成15年（2003年）には13,557人まで回復した。しかし、この住宅開発が落ち着くと人口は減少傾向に転じ、令和8年（2026年）には8,223人にまで減少している。

(2)市立幼稚園の園児数の減少

市立幼稚園では、昭和50年代後半から続く少子化の影響を受けて園児数が大幅に減少していたところ、平成7年（1995年）以降の一部地域の局地的な住宅開発に伴い、園児数が増加傾向に転じるものの住宅開発が落ち着くと、再び園児数は減少傾向に転じた。近年では平成17年（2005年）に1,383人のピークを迎えたが、令和8年（2026年）では173人にまで減少している。

(3)私立幼稚園の状況

私立幼稚園は、建学の精神に基づく幼児教育の提供及び保育サービスの充実により、かつては60%近くの幼児が私立幼稚園に就園していた。近年は少子化の影響と長時間保育の需要の高まりから園児数が減少傾向にあり、特に保育料無償化が始まった令和元年度（2019年度）以降の園児数が大幅に減少している。

(4) 保育需要（長時間保育）の増大

共働き世帯の増加に伴い、保育所の待機児童問題が深刻化してきたことから、本市では保育所の整備に力を入れて進めてきた。かつては、就学前人口の80%が公私立幼稚園へ就園しており、20%以下であった保育所の入所児は現在では50%以上にまで増加している。

2 諮問事項1 市立幼稚園の適正規模及び適正配置について

(1)適正規模について

市立幼稚園においては教育効果や市立幼稚園が果たしている役割等の視点から適正規模の確保がなされねばならない。適正規模の数値については広く認められた定説は存在しない。文部科学省は幼稚園の1クラス当たりの学級編制の基準を、2026年4月より従来の35人から原則30人以下に引き下げているが、これは1クラスの園児数の上限を定めたものであって（全国の幼稚園の約95.7%の学級ですでに30人以下での運営が行われている）、30人以下の何人程度が望ましいのかは示していない。何をもって適正規模とするのかについてはさまざまな視点から論じられるべきであって一義的に定義することは難しい。最低基準として例えば5～7人が望ましいという示し方もあれば、人数に関係なく子どもの発達にとって望ましいのは何人かというとらえ方もある。また、適正規模を数的にとらえるのではなく、先進的な取組を含めた教育的役割、支援を必要とする子どもや日本語を母語としない子どもの受入れ、経済的制約のある家庭の子どもの受入れなどの市立幼稚園が担っている役割も重視すべきである。ただし、それらの役割を果たしうる規模も同時に考慮されねばならない。

そこで、本答申では適正規模がさまざまな視点から総合的に判断されるべきとし、具体的な数的水準を示すことはせず、今後の市立幼稚園における適正規模について教育委員会が考慮すべき基本的な考え方について以下に示すこととする。

まず、適正規模の考え方には1クラス当たりの園児数と1教員当たりの園児数の2つの基準がある。一般には1クラス当たりの園児数で適正規模がとらえられることが多いが、クラス内に発達面から支援を必要とする子ども、日本語を母語としない子どもがいることを考慮すれば1教員当たりの園児数で適正規模をとらえる必要がある。

教育効果の面から多人数クラス（1クラス20～30人程度）と少人数クラスを比較すると、多人数クラスはそのメリットとして、①友達が増える（多くの子どもと関わり、色々な性格の子と遊べる）、②社会性が育つ（集団行動や順番待ちなど、社会のルールを早くから学びやすい）、③刺激が多い（周りの子から良い刺激を受けて、活動が盛り上がる）、④小学校の多人数クラスに適応しやすい、などが考えられる。他方、デメリットとしては、①教員の目が届きにくい（一人ひとりに使える時間が短くなる）、②圧倒されやすい（内気な子は自分の意見を言えず、引っ込んでしまうことがある）、③トラブル発生のおそれがある（けんかやトラブルが増えることもある）、などがある。

他方、少人数クラスはきめ細やかな保育が特徴となる。そのメリットとして、①手厚いケアができる（教員が一人ひとりの個性や気持ちをしっかり把握できる）、②安心できる（アットホームな雰囲気で、子どもが自分のペースで過ごせる）、③自己発揮しやすい（少ない人数なので、自分の意見ややりたいことを発表しやすい）などがある。他方、デメリットとしては、①人間関係が固定化するおそれがある（遊びの相手やグループが偏りやすくなる）、②刺激が少ない（クラス内のダイナミックな遊びや多様な意見の交換が限られる）、③環境の変化に弱い（人数が少ない空間に慣れると、のちの小学校などの大人数生活で戸惑うことがある）、④運動会など集団的行事が困難になる場合もある、などがある。

多人数のクラスと少人数のクラスにはそれぞれ教育効果の視点からのメリットとデメリットがあり、それらを勘案して園児数について「適正な規模」を考えねばならない。

平成26年度宝塚市幼稚園教育審議会は平成27年3月27日付の答申で「適正な規模の目安としては、1学級当たりの園児数を20人程度とし、学年複数学級とすることが望ましい園規模であると考えられる。公立幼稚園においても、より高い教育効果が発揮されるよう、適正規模及び適正配置についての検討を要望する。」としている。しかし、この答申からは10年以上が経過しており、その後の諸情勢の変化も考慮されねばならない。

適正規模に関する専門家・機関等の既存の研究をみると、新井美保子（2007）は愛知県内の保育者を対象とした意識調査から、すなわち保育者の視点からの適正規模について整理している。本調査によれば適正規模の回答平均値は、1クラス当たりの最適人数が3歳児は公私幼稚園全体で18.8人、公立幼稚園16.9人、私立幼稚園23.8人、4歳児が公私全体で22.4人、公立22.0人、私立24.0人、5歳児が公私全体で25.4人、公立24.9人、私立26.6人であった。また同調査では保育者1人が担当できる最適人数の回答平均は、3歳児が公私幼稚園全体で15.6人、公立15.1人、私立17.0人、4歳児が公私全体で23.1人、公立23.0人、私立23.8人、5歳児は公私全体が25.1人、公立24.4人、私立27.0人であった。なお、最適人数の根拠としては、「保育者一人で目が行き届く人数」「一人一人の子どもを把握し丁寧にかかわれる人数」「少なすぎては友達関係が築きにくい」という回答が多かったとしている。

新井美保子（2008）は新井（2007）の保育者の意識調査における各年齢における1クラス当たりの最適人数の最頻値をもとに最適人数を求めようとしている。その結果は、幼稚園の最適人数の最頻値は、3歳児は15人と20人、4歳児は25人と20人、5歳児は25人と20人と30人であった。これより新井は幼稚園では、3歳児は15人または20人、4歳児および5歳児は25人が最適人数と判断できるとしている。なお、最適人数の根拠としては「保育者一人で目が行き届く人数（十分な対応ができる、関わりが持てる、向き合える等」という回答が全ての年齢を通じて最も多く見られ、また「集団遊び・友達との関わりが楽しめる人数（少なすぎては友人関係が築きにくい」という回答も多く見られたとしている。

社団法人全国幼児教育研究協会（2013）は文部科学省委託研究「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」において全国幼稚園協会研究大会に参加した幼稚園・認定こども園等の園長と教諭を対象にアンケート調査を実施した結果を得ている。その概要は、学年別の結果をみると、園長において各学年の最も回答割合の高かった人数層（5人ずつの人数で区分）と平均値は、3歳児が16～20人（41.3%）、平均18.0人、4歳児が21～25人（36.9%）、平均23.7人、5歳児が26～30人（39.0%）、平均26.1人、担任の平均値は3歳が19.7人、4歳が22.6人、5歳が23.7人であった。担任している学級の人数についての総合的な評価を学年と学級の人数層別に集計したところ、「ちょうどよい」の割合がもっとも高かったのは、3歳では「16～20人」（70.5%）、4歳では「21～25人」（76.0%）、5歳では「21～25人」（75.1%）であった。アンケート調査では少人数学級が優れる「個に応じた援助」と人数が増えることによる「協同性の援助」は二律背反的な傾向にあるものの、両者が調和よくなされる学級の規模があり、3歳では「16～20人」、4歳、5歳では「21～25人」において、比較的その傾向が見られたとしている。

以上の新井論文、社団法人全国幼児教育研究協会報告書は約20年前の調査結果をもとにしており、そこに示された適正規模の数値はその後の幼稚園教育をとりまく諸環境の変化を踏まえてとらえねばならない。ただし、これらの調査が幼児教育の現場の保育者の意識調査に基づくものであることは評価されるべきであって、宝塚市の市立幼稚園の適正規模を論じる際には教員の意識を把握する必要があることを示すものと思われる。また、適正規模の根拠として「保育者一人で目が行き届く人数」、「一人一人の子どもを把握し丁寧にかかわれる人数」、「集団遊び・友達との関わりが楽しめる人数（少なすぎては友人関係が築きにくい）」、「個に応じた援助の可能性」、「協同性の援助の可能性」などが重要視されていることも適正規模の検討にあたっては参考になろう。

このほか鹿嶋桃子（2022）は OECD 国際幼児教育・保育従事者調査2018年報告書の概要をまとめた研究論文であるが、調査対象国9か国の保育者1人当たり子ども数の平均が4.5人（最大値は日本の8.2人、最小値はアイスランドの2.2人）、1クラス当たりの子ども数の平均が19.5人（日本は22.7人、最大値はイスラエルの29.4人、最小値はノルウェーとトルコの15.9人）という結果を紹介している。OECD のこの報告書は調査対象に幼稚

園・保育所の双方を含むこと、就学前教育のシステム、施策等が国によって異なること等を考慮せねばならないが、こうした他の先進諸国の動向も参考にすべきであろう。

他の自治体の幼稚園教育審議会等の答申をみると、教育・発達面から見た理想の人数については3歳児クラスが手厚いケアや初めて集団生活に慣れるため15人～20人程度が、4・5歳児クラスが友達との関わりや社会性を育みつつ、教師の目が一人ひとりに届く範囲として20人～25人程度が理想的だとするものもある。こうした他の自治体の事例もその適正規模の根拠と背景等について今後の検討材料になるものと思われる。

なお、現状として市内には1学年当たりの園児数が減少している幼稚園も存在するが、過疎地域等では園児数規模が少ない場合、複式学級（異年齢学級）を編制・実施している事例もあることから、そうした取組の是非についても検討に値すると考えられる。

（2）適正配置について

平成26年度幼稚園教育審議会の平成27年3月付の答申では「全ての地域の子どもたちに、等しく、望ましい幼児教育を行う観点からも、一定距離の範囲内に公立幼稚園が配置されることが望ましいことから、全市的な視点に立ったバランスの良い施設配置について検討するよう要望する」としている。現在、市立幼稚園が果たしている重要な役割（先進的な教育への取り組み、支援を必要とする子どもの受入れ、日本語を母語としない子どもの受入れ、経済的制約のある家庭の子どもの受入れなど）を考慮すれば、適正規模という数的基準だけではなく、市立幼稚園が果たしているこれらの役割も総合的に判断して今後の配置を考えるべきである。

しかし、平成26年度幼稚園教育審議会の答申以降、また、それ以前からも市立幼稚園の廃園が続けられてきた結果、現実問題として市立幼稚園が全市的な視点にたってバランス良く配置されている現状にはない。市立幼稚園のいわば空白地域が生じており、市立幼稚園が果たしている役割を享受できない子どもたちが少なからず存在する。それであるならば、これまで市立幼稚園が果たしてきた役割は私立幼稚園によっても担われねばならない。特別支援教育や日本語を母語としない子どもの受入れなどについて私立幼稚園がこれまで取り組んでこなかったわけではないが、今後より積極的にそうした取組を行っていけるように教育委員会が私立幼稚園を指導・支援すべきである。その上で就学前人口の減少の今後の動静に留意しつつ、私立幼稚園を含めた全市的なバランスの視点で市立幼稚園の配置を行っていくべきである。

3 諮問事項2 市立幼稚園の機能の充実について

諮問内容は諮問事項1の適正規模及び適正配置の結果を踏まえて市立幼稚園の機能充実について検討することを求めるものである。しかし、そもそも市立幼稚園の機能の充実は適正規模、適正配置の如何に関係なく、普遍的な問題として検討すべきものである。市立幼稚園の機能の充実をいうとき、市立幼稚園がその役割を果たす上での機能強化を指すものと考えられるが、それについては諮問事項3のところで触れる。

諮問では機能強化の内容として、3年保育の拡充、保育時間の延長、給食の提供、登園方法の緩和があげられ、これまで保護者から多くの要望が出されてきたものである。審議会ではこれらの機能充実の方策に肯定的な意見がある一方、その実現の可能性を懸念する意見、保護者ニーズより正確に把握、精査すべきとの意見があった。また、3年保育や保育時間延長、給食実施、登園方法の緩和はこれらを既に実施している私立幼稚園においても園児が減少していることから、市立幼稚園の園児減少の抑止策としては有効ではないという意見があった。3年保育や保育時間延長、給食実施について、市の厳しい財政状況の視点から否定的な意見もあった。

4 諮問事項3 公教育における教育委員会及び市立幼稚園の役割について

宝塚市では、就学前の教育が小学校教育につながる学びの芽を育てる重要な役割を担っているという認識の下で、幼稚園、保育所（園）の枠を超え、公立私立を問わず、宝塚市の全ての就学前の子どもたちがスムーズに小学校教育につながることを支援することを目的として、平成29年（2017年）に幼児教育センターを設立している。同センターは、①アドバイザー研修及び派遣の実施、②特別支援教育の充実、③子育て支援の理念の提示、④小学校との連携、就学前教育ビジョン、架け橋カリキュラムの策定、⑤兵庫教育大学との保育の充実に関する連携協定の締結による研修の充実等、成果をあげてきた。

令和10年度（2028年度）からは次期3法令（幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）が施行される予定で、現在、中間報告が出ているが、そこでは、幼児教育センターの設置と、趣旨として上記の①～⑤の方向性が示されている。また、文部科学省・こども家庭庁に設置された幼児教育ワーキンググループ・保育専門委員会が令和8年（2026年）8月に発表した取りまとめ案では幼児教育センターの設置と幼児教育アドバイザーによる援助、質向上に向けた研修実施、幼小の連携強化などが提案されている。ただし、これらは宝塚市では実施済みであり、その意味では、宝塚市では先進的な取組がなされてきたと評価でき、今後一層の充実が期待されるところであり、また、幼児教育センターのさらなる機能充実が図られねばならない。

幼児教育センターの機能拡充の具体的な方策の一つとして市立幼稚園に分室を設置し、地域における幼児教育の中核施設として市立幼稚園を位置づけることが考えられる。市立幼稚園は先端的教育の実施や、特別支援教育、日本語を母語としない子どもの受入れ、経済的制約のある子どもの受入れ等のさまざまな領域での実績があり、そこで得られた現場のノウハウ・知見・成果等を幼児教育センターが的確に集約し、すべての私立幼稚園や市立保育所、私立保育園等の就学前児童にフィードバックできる体制を構築すること、また、センター分室としての市立幼稚園と私立幼稚園との教育情報の相互提供・共有がなされることが望まれる。なお、幼児教育センター分室としての市立幼稚園には相応の規模を備えることが望ましいので、教育研究、研修において中心的な役割を担うのであれば、幼保連携型認定こども園への移行が望ましいのではないかという委員からの指摘もあった。

また、教育委員会は令和8年（2026年）に市立幼稚園、私立幼稚園、公私立保育所、幼保連携型認定こども園等の施設の枠を超えた連携・協働による就学前教育の充実のため、宝塚市就学前教育ビジョンを策定した。就学前のすべての子どもが、市立幼稚園、私立幼稚園、市立保育所、私立保育園、幼保連携型認定こども園など、通う施設に関わりなく等しく質の高い就学前教育・保育を、特別支援教育を含めて受けられるよう教育委員会はビジョンに沿った取組を着実に実施していくべきである。

市立幼稚園においてはそれが果たしている役割はもとより、加えて地域の幼児教育の拠点としての機能を果たせるよう教育委員会は環境整備に努めるべきである。

今後の幼児教育の充実においては私立幼稚園の役割も重要である。諮問事項1の適正配置のところでもふれたように、市立幼稚園が担ってきた役割は私立幼稚園によっても担われねばならない。保育無償化以降、公的教育機関としての私立幼稚園の役割が増していることもある。しかし、現状として私立幼稚園の側にも保護者の側にも私立幼稚園がそうした役割を担えるかどうかに一定の不安があることも事実である。教育委員会はそうした不安を払拭し、私立幼稚園において、先端的な教育の実施や支援を要する子どもの受入れ、日本語を母語としない子どもの受入れ、経済的制約のある家庭の子どもの受入れが担保されるよう（現在も私立幼稚園はそうした子どもたちの受入れを行っているが、今後、いっそうの受入れができるよう）市教育委員会は市立幼稚園の機能拡充と

ともに、全市的な視点にたって私立幼稚園に対しても教育資源（人的、物的、金銭的資源）の投入を増やすことで、市立、私立の垣根を超えた幼稚園教育の向上に努めるべきである。なお、私立幼稚園に対する財政上の支援に当たっては、授業料以外の経済的負担についても配慮されたい。

おわりに

今回諮問を受けた3つの事項につき、本審議会は就学前という人間形成の過程で重要な時期にあるすべての子どもたちが等しく質の高い教育を受けられるために今後の幼稚園教育をどのように振興させるべきかを、市立幼稚園の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方、市立幼稚園の機能充実の具体策、公教育の拡充に向けて教育委員会と市立幼稚園が果たすべき役割について慎重に審議を行った。幼児期の教育が市立幼稚園、私立幼稚園、さらには市立保育所、私立保育園、幼保連携型認定こども園の枠を越えて全市的な視点から拡充されるよう、本答申が尊重され、宝塚市の就学前教育の充実に向けた施策が実施されることを望むものである。

なお、地域の年少人口の減少が続き、共働き世帯の増加等による保護者の保育所・保育園志向の高まりを受けて幼稚園児数が急激に減り続けていること、宝塚市と神戸市以外の兵庫県下のすべての市町で幼保連携型認定こども園への移行を進めていることからみれば、宝塚市においても幼保連携型認定こども園への移行を検討する会議体の設置が検討されるべきである。

令和8年度（2026年度）

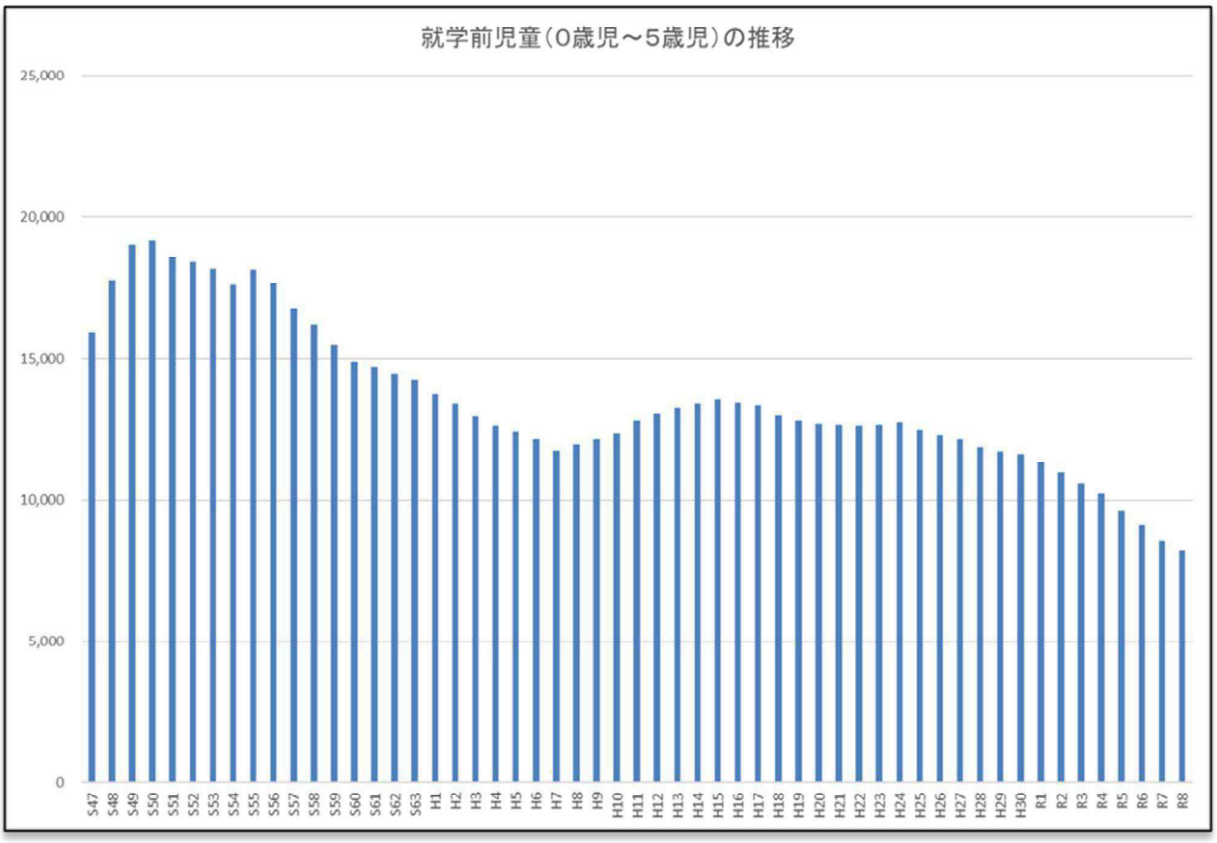
宝塚市教育環境審議会答申書(案)

宝塚市の幼稚園教育の振興等について

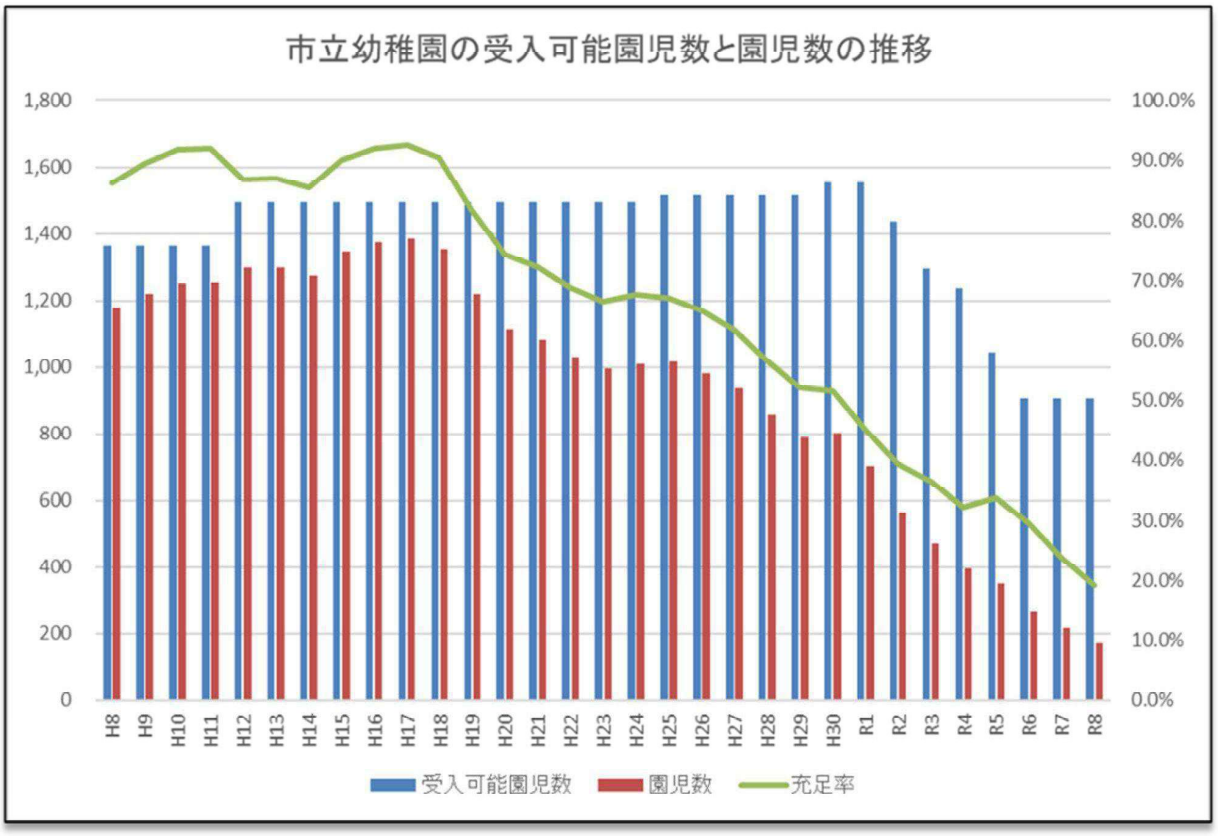
～　資料編　～

Ⅰ 宝塚市の現状

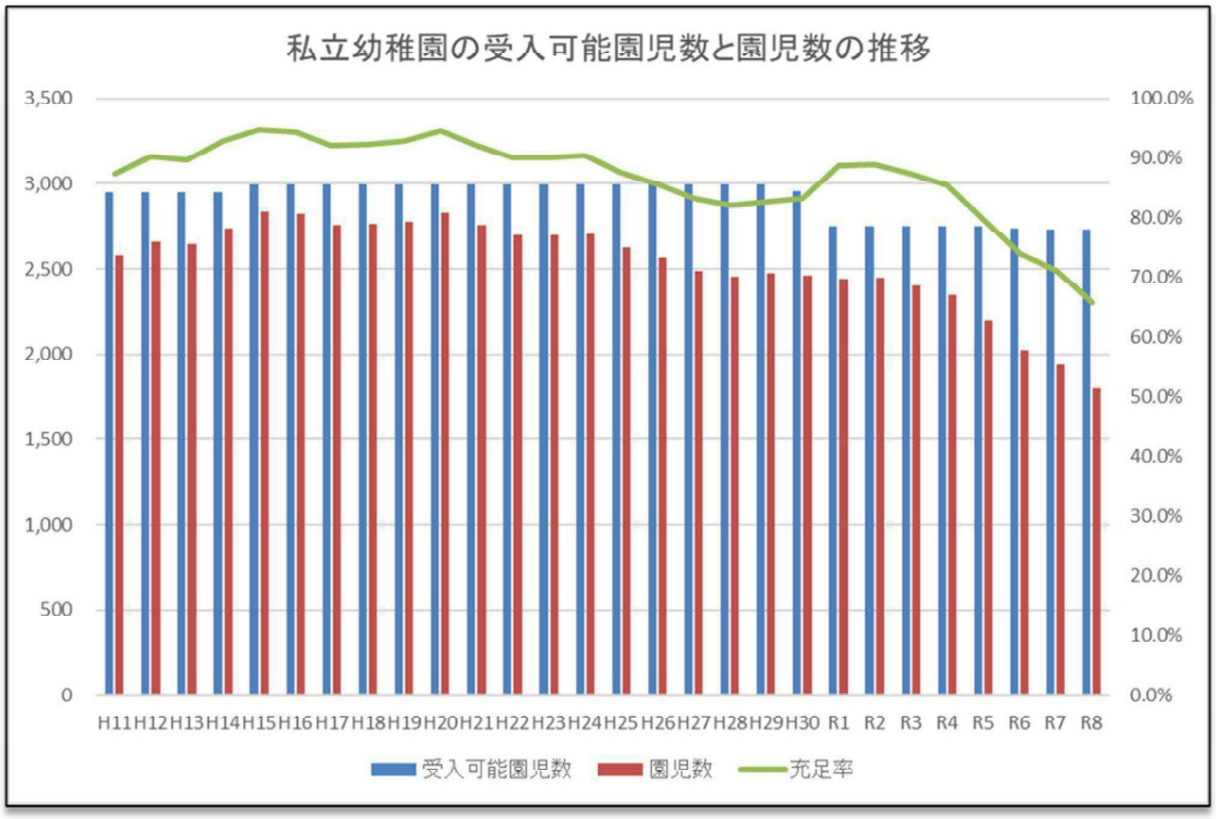
(1) 就学前人口の減少



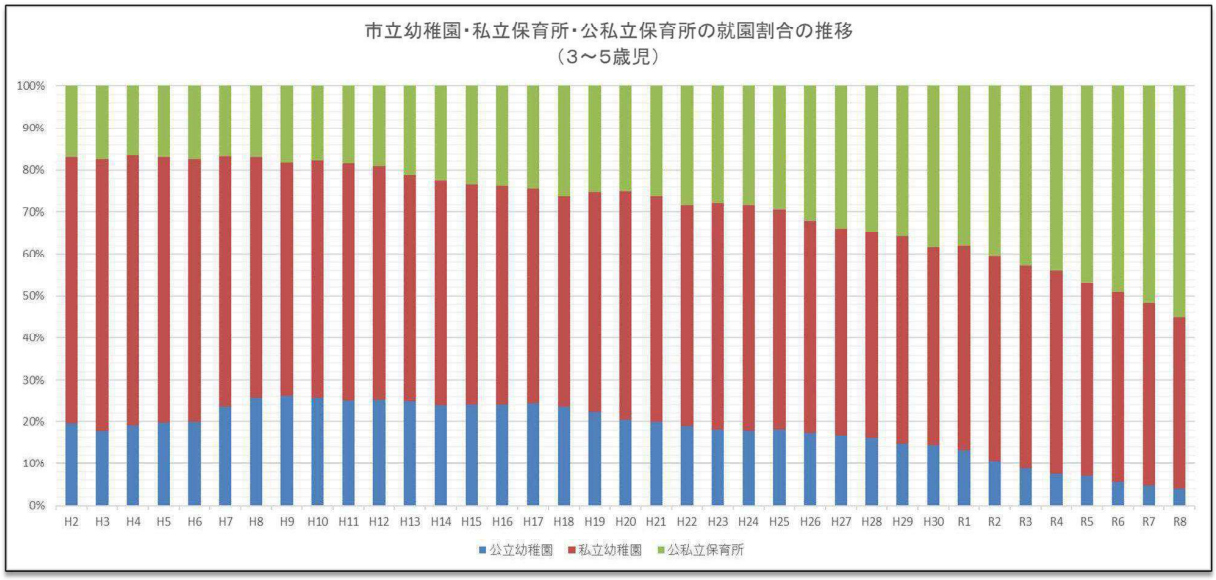
(2) 市立幼稚園の園児数の減少



(3)　私立幼稚園の状況



(4)　保育需要（長時間保育）の増大



(5)　市立幼稚園の適正規模及び適正配置の考え方（経緯）

①　平成27年（2015年）3月：宝塚市幼稚園教育審議会答申
「適正な規模の目安としては、1学級当たりの園児数を20人程度とし、学年複数学級とすることが望ましい園規模であると考えられる。」とまとめられている。

②　平成28年7月：宝塚市立幼稚園の適正規模及び適正配置に関する基本方針
1学級当たりの園児数では、「1学級当たりの望ましい園児数を3歳児では15人から20人、4歳児で20人から30人、5歳児で20人から35人とする。したがって、4歳児において、1学級当たりの園児数が、この園児数を下回る場合は、適正規模化の対象として、具体的な計画の策定を進める。」とし、1学年当たりの学級数では「本市における1学年当たりの望ましい学級数については複数学級（2学級以上）とする。ただし、3歳児については、園が保有する保育室数の関係から、単学級運営を継続する。」としている。

③　平成27年（2015年）11月：宝塚市立幼稚園のあり方研究プロジェクトまとめ
「適正な規模の目安としては、1学級当たりの園児数を20人程度とし、学年複数学級とすることが望ましい園規模であると考えられる。」（平成27年3月宝塚市幼稚園教育審議会答申を抜粋）としている。

④　平成29年（2017年）6月：宝塚市立幼稚園の統廃合計画～就学前教育の充実に向けて～
園児数が適正規模を下回った状況が継続した園については、「1学級当たりの望ましい園児数の範囲は20人以上であり、かつ、1学年当たりの望ましい学級数が複数学級であることから、1学年当たり40人以上の園児数が望ましいと考えられる。（省略）園児募集の停止基準を「2年連続で4歳児が30人以下となった場合」とする。」としている。

2 市立幼稚園の園児数の推移　　※各年度5月1日現在　　表1

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和2~8年度増減率 (2020~2026)
宝塚幼稚園	4歳児	園児数	30	17	12	20	10	9	5	-83.3%
		対前年度増減率	—	-43.3%	-29.4%	66.7%	-50.0%	-10.0%	-44.4%	
	5歳児	園児数	20	31	21	15	24	12	11	-45.0%
		対前年度増減率	—	55.0%	-32.3%	-28.6%	60.0%	-50.0%	-8.3%	
	合計	園児数	50	48	33	35	34	21	16	-68.0%
		対前年度増減率	—	-4.0%	-31.3%	6.1%	-2.9%	-38.2%	-23.8%	
長尾幼稚園	3歳児	園児数	20	20	20	20	20	15	12	-40.0%
		対前年度増減率	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-25.0%	-20.0%	
	4歳児	園児数	39	33	29	33	22	25	16	-59.0%
		対前年度増減率	—	-15.4%	-12.1%	13.8%	-33.3%	13.6%	-36.0%	
	5歳児	園児数	46	43	35	32	33	24	24	-47.8%
		対前年度増減率	—	-6.5%	-18.6%	-8.6%	3.1%	-27.3%	0.0%	
	合計	園児数	105	96	84	85	75	64	52	-50.5%
		対前年度増減率	—	-8.6%	-12.5%	1.2%	-11.8%	-14.7%	-18.8%	
西谷幼稚園	3歳児	園児数	10	3	2	2	0	1	0	-100.0%
		対前年度増減率	—	-70.0%	-33.3%	0.0%	-100.0%		-100.0%	
	4歳児	園児数	3	9	3	1	1	0	0	-100.0%
		対前年度増減率	—	200.0%	-66.7%	-66.7%	0.0%	-100.0%		
	5歳児	園児数	1	3	8	2	1	0	0	-100.0%
		対前年度増減率	—	200.0%	166.7%	-75.0%	-50.0%	-100.0%		
	合計	園児数	14	15	13	5	2	1	0	-100.0%
		対前年度増減率	—	7.1%	-13.3%	-61.5%	-60.0%	-50.0%	-100.0%	
仁川幼稚園	3歳児	園児数	20	20	19	19	17	18	12	-40.0%
		対前年度増減率	—	0.0%	-5.0%	0.0%	-10.5%	5.9%	-33.3%	
	4歳児	園児数	28	29	28	20	20	17	17	-39.3%
		対前年度増減率	—	3.6%	-3.4%	-28.6%	0.0%	-15.0%	0.0%	
	5歳児	園児数	27	31	27	25	17	22	18	-33.3%
		対前年度増減率	—	14.8%	-12.9%	-7.4%	-32.0%	29.4%	-18.2%	
	合計	園児数	75	80	74	64	54	57	47	-37.3%
		対前年度増減率	—	6.7%	-7.5%	-13.5%	-15.6%	5.6%	-17.5%	
末成幼稚園	4歳児	園児数	37	28	33	27	19	14	13	-64.9%
		対前年度増減率	—	-24.3%	17.9%	-18.2%	-29.6%	-26.3%	-7.1%	
	5歳児	園児数	40	39	30	35	28	20	14	-65.0%
		対前年度増減率	—	-2.5%	-23.1%	16.7%	-20.0%	-28.6%	-30.0%	
	合計	園児数	77	67	63	62	47	34	27	-64.9%
		対前年度増減率	—	-13.0%	-6.0%	-1.6%	-24.2%	-27.7%	-20.6%	
安倉幼稚園	4歳児	園児数	30	19	34	24	19	10	10	-66.7%
		対前年度増減率	—	-36.7%	78.9%	-29.4%	-20.8%	-47.4%	0.0%	
	5歳児	園児数	45	30	21	38	26	16	10	-77.8%
		対前年度増減率	—	-33.3%	-30.0%	81.0%	-31.6%	-38.5%	-37.5%	
	合計	園児数	75	49	55	62	45	26	20	-73.3%
		対前年度増減率	—	-34.7%	12.2%	12.7%	-27.4%	-42.2%	-23.1%	
丸橋幼稚園	4歳児	園児数	25	8	17	6	3	8	4	-84.0%
		対前年度増減率	—	-68.0%	112.5%	-64.7%	-50.0%	166.7%	-50.0%	
	5歳児	園児数	14	27	7	18	7	5	7	-50.0%
		対前年度増減率	—	92.9%	-74.1%	157.1%	-61.1%	-28.6%	40.0%	
	合計	園児数	39	35	24	24	10	13	11	-71.8%
		対前年度増減率	—	-10.3%	-31.4%	0.0%	-58.3%	30.0%	-15.4%	
合計	3歳児	園児数	50	43	41	41	37	34	24	-52.0%
		対前年度増減率	—	-14.0%	-4.7%	0.0%	-9.8%	-8.1%	-29.4%	
	4歳児	園児数	192	143	156	131	94	83	65	-66.1%
		対前年度増減率	—	-25.5%	9.1%	-16.0%	-28.2%	-11.7%	-21.7%	
	5歳児	園児数	193	204	149	165	136	99	84	-56.5%
		対前年度増減率	—	5.7%	-27.0%	10.7%	-17.6%	-27.2%	-15.2%	
	合計	園児数	435	390	346	337	267	216	173	-60.2%
		対前年度増減率	—	-10.3%	-11.3%	-2.6%	-20.8%	-19.1%	-19.9%	

3 市立幼稚園がある小学校区の歳児別人口の推移　※各年度5月1日現在 ※西谷幼稚園を除く　　表2

小学校区	年度	年齢別人口					
		0	1	2	3	4	5
宝塚	平成29(2017)	164	150	136	157	152	148
	平成30(2018)	141	172	150	130	154	150
	令和元(2019)	134	144	170	153	132	149
	令和2(2020)	135	141	151	179	160	134
	令和3(2021)	109	136	144	154	179	162
	令和4(2022)	118	114	141	146	153	173
	令和5(2023)	119	120	123	145	145	154
	令和6(2024)	80	117	117	123	141	145
	令和7(2025)	114	88	118	122	130	142
	令和8(2026)	99	109	89	121	117	133
	2017~26年度増減率	-39.6%	-27.3%	-34.6%	-22.9%	-23.0%	-10.1%
長尾	平成29(2017)	180	196	193	211	208	196
	平成30(2018)	179	186	188	194	214	205
	令和元(2019)	181	165	191	187	191	196
	令和2(2020)	174	184	173	192	187	193
	令和3(2021)	135	166	187	170	189	190
	令和4(2022)	157	132	168	184	170	193
	令和5(2023)	144	163	136	157	182	172
	令和6(2024)	108	140	162	137	148	182
	令和7(2025)	132	112	133	159	133	141
	令和8(2026)	128	144	125	137	166	131
	2017~26年度増減率	-28.9%	-26.5%	-35.2%	-35.1%	-20.2%	-33.2%
仁川	平成29(2017)	116	99	93	102	110	97
	平成30(2018)	98	108	100	87	95	108
	令和元(2019)	108	98	109	99	94	96
	令和2(2020)	85	114	100	106	111	94
	令和3(2021)	95	91	108	104	110	116
	令和4(2022)	93	93	90	114	107	110
	令和5(2023)	84	88	95	91	109	102
	令和6(2024)	69	96	87	90	90	109
	令和7(2025)	68	72	91	88	90	91
	令和8(2026)	68	64	75	86	91	89
	2017~26年度増減率	-41.4%	-35.4%	-19.4%	-15.7%	-17.3%	-8.2%
末成	平成29(2017)	56	35	64	60	38	52
	平成30(2018)	62	64	35	68	62	42
	令和元(2019)	61	71	64	40	65	65
	令和2(2020)	71	63	73	66	40	60
	令和3(2021)	37	73	60	74	68	39
	令和4(2022)	35	46	76	60	77	69
	令和5(2023)	41	34	49	80	57	76
	令和6(2024)	29	47	43	49	88	58
	令和7(2025)	24	32	51	44	48	88
	令和8(2026)	35	31	35	54	45	50
	2017~26年度増減率	-37.5%	-11.4%	-45.3%	-10.0%	18.4%	-3.8%
安倉	平成29(2017)	63	76	83	89	88	79
	平成30(2018)	68	62	72	84	87	88
	令和元(2019)	65	73	72	64	80	84
	令和2(2020)	49	61	71	72	68	77
	令和3(2021)	52	48	58	70	70	65
	令和4(2022)	58	48	49	57	71	69
	令和5(2023)	54	64	47	59	62	71
	令和6(2024)	45	60	65	50	62	66
	令和7(2025)	46	48	56	65	52	60
	令和8(2026)	29	48	47	53	62	48
	2017~26年度増減率	-54.0%	-36.8%	-43.4%	-40.4%	-29.5%	-39.2%
丸橋	平成29(2017)	102	107	100	109	102	125
	平成30(2018)	95	100	96	91	101	96
	令和元(2019)	68	89	89	92	81	95
	令和2(2020)	62	66	84	83	92	75
	令和3(2021)	59	61	61	76	81	88
	令和4(2022)	71	62	55	59	65	78
	令和5(2023)	39	49	48	48	50	58
	令和6(2024)	44	41	56	46	46	50
	令和7(2025)	41	42	47	57	48	49
	令和8(2026)	40	38	40	42	58	47
	2017~26年度増減率	-60.8%	-64.5%	-60.0%	-61.5%	-43.1%	-62.4%

4 市立幼稚園選択率の推移　※各年度5月1日現在 ※西谷幼稚園を除く　　表3

小学校区	年度	市立幼稚園がある小学校区の歳児別人口 ①			市立幼稚園の園児数 ②			選択率（②／①）		
		3	4	5	3	4	5	3	4	5
宝塚	令和2（2020）	179	160	134		30	20		18.8%	14.9%
	令和3（2021）	154	179	162		17	31		9.5%	19.1%
	令和4（2022）	146	153	173		12	21		7.8%	12.1%
	令和5（2023）	145	145	154		20	15		13.8%	9.7%
	令和6（2024）	123	141	145		10	24		7.1%	16.6%
	令和7（2025）	122	130	142		9	12		6.9%	8.5%
	令和8（2026）	121	117	133		5	11		4.3%	8.3%
						選択率 令和2~8年度の平均値			9.7%	12.7%
						選択率 過去3カ年の平均値			6.1%	11.1%
長尾	令和2（2020）	192	187	193	20	39	46	10.4%	20.9%	23.8%
	令和3（2021）	170	189	190	20	33	43	11.8%	17.5%	22.6%
	令和4（2022）	184	170	193	20	29	35	10.9%	17.1%	18.1%
	令和5（2023）	157	182	172	20	33	32	12.7%	18.1%	18.6%
	令和6（2024）	137	148	182	20	22	33	14.6%	14.9%	18.1%
	令和7（2025）	159	133	141	15	25	24	9.4%	18.8%	17.0%
	令和8（2026）	137	166	131	12	16	24	8.8%	9.6%	18.3%
						選択率 令和2~8年度の平均値		11.2%	16.7%	19.5%
						選択率 過去3カ年の平均値		10.9%	14.4%	17.8%
仁川	令和2（2020）	106	111	94	20	28	27	18.9%	25.2%	28.7%
	令和3（2021）	104	110	116	20	29	31	19.2%	26.4%	26.7%
	令和4（2022）	114	107	110	19	28	27	16.7%	26.2%	24.5%
	令和5（2023）	91	109	102	19	20	25	20.9%	18.3%	24.5%
	令和6（2024）	90	90	109	17	20	17	18.9%	22.2%	15.6%
	令和7（2025）	88	90	91	18	17	22	20.5%	18.9%	24.2%
	令和8（2026）	86	91	89	12	17	18	14.0%	18.7%	20.2%
						選択率 令和2~8年度の平均値		18.4%	22.3%	23.5%
						選択率 過去3カ年の平均値		17.8%	19.9%	20.0%
末成	令和2（2020）	66	40	60		37	40		92.5%	66.7%
	令和3（2021）	74	68	39		28	39		41.2%	100.0%
	令和4（2022）	60	77	69		33	30		42.9%	43.5%
	令和5（2023）	80	57	76		27	35		47.4%	46.1%
	令和6（2024）	49	88	58		19	28		21.6%	48.3%
	令和7（2025）	44	48	88		14	20		29.2%	22.7%
	令和8（2026）	54	45	50		13	14		28.9%	28.0%
						選択率 令和2~8年度の平均値			43.4%	50.7%
						選択率 過去3カ年の平均値			26.5%	33.0%
安倉	令和2（2020）	72	68	77		30	45		44.1%	58.4%
	令和3（2021）	70	70	65		19	30		27.1%	46.2%
	令和4（2022）	57	71	69		34	21		47.9%	30.4%
	令和5（2023）	59	62	71		24	38		38.7%	53.5%
	令和6（2024）	50	62	66		19	26		30.6%	39.4%
	令和7（2025）	65	52	60		10	16		19.2%	26.7%
	令和8（2026）	53	62	48		10	10		16.1%	20.8%
						選択率 令和2~8年度の平均値			32.0%	39.3%
						選択率 過去3カ年の平均値			22.0%	29.0%
丸橋	令和2（2020）	83	92	75		25	14		27.2%	18.7%
	令和3（2021）	76	81	88		8	27		9.9%	30.7%
	令和4（2022）	59	65	78		17	7		26.2%	9.0%
	令和5（2023）	48	50	58		6	18		12.0%	31.0%
	令和6（2024）	46	46	50		3	7		6.5%	14.0%
	令和7（2025）	57	48	49		8	5		16.7%	10.2%
	令和8（2026）	42	58	47		4	7		6.9%	14.9%
						選択率 令和2~8年度の平均値			15.0%	18.4%
						選択率 過去3カ年の平均値			10.0%	13.0%

5 市立幼稚園の今後の予測園児数　　表4

選択率は各幼稚園の園児数／当該幼稚園のある小学校区の各歳児人口
選択率Ⓐは令和8年度の選択率、選択率Ⓑは令和6～8年度の選択率の平均値
選択率Ⓐの場合、予測値と令和8年の現実の園児数はほぼ一致し、
選択率Ⓑの場合、現実園児数は予測値を下回っている。

宝塚幼稚園	幼稚園のある小学校区の令和8（2026）年度の歳児別人口		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	選択率
			99	109	89	121	117	133	
	選択率Ⓐの場合	4歳時点	4	5	4	5	5	6	4.3%
		5歳時点	8	9	7	10	10	11	8.3%
	選択率Ⓑの場合	4歳時点	6	7	5	7	7	8	6.1%
		5歳時点	11	12	10	13	13	15	11.1%
長尾幼稚園	幼稚園のある小学校区の令和8（2026）年度の歳児別人口		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	選択率
			128	144	125	137	166	131	
	選択率Ⓐの場合	3歳時点	11	13	11	12	15	11	8.8%
		4歳時点	12	14	12	13	16	13	9.6%
		5歳時点	23	26	23	25	30	24	18.3%
	選択率Ⓑの場合	3歳時点	14	16	14	15	18	14	10.9%
		4歳時点	18	21	18	20	24	19	14.4%
		5歳時点	23	26	22	24	30	23	17.8%
仁川幼稚園	幼稚園のある小学校区の令和8（2026）年度の歳児別人口		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	選択率
			68	64	75	86	91	89	
	選択率Ⓐの場合	3歳時点	9	9	10	12	13	12	14.0%
		4歳時点	13	12	14	16	17	17	18.7%
		5歳時点	14	13	15	17	18	18	20.2%
	選択率Ⓑの場合	3歳時点	12	11	13	15	16	16	17.8%
		4歳時点	14	13	15	17	18	18	19.9%
		5歳時点	14	13	15	17	18	18	20.0%
末成幼稚園	幼稚園のある小学校区の令和8（2026）年度の歳児別人口		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	選択率
			35	31	35	54	45	50	
	選択率Ⓐの場合	4歳時点	10	9	10	16	13	14	28.9%
		5歳時点	10	9	10	15	13	14	28.0%
	選択率Ⓑの場合	4歳時点	9	8	9	14	12	13	26.5%
		5歳時点	12	10	12	18	15	17	33.0%
安倉幼稚園	幼稚園のある小学校区の令和8（2026）年度の歳児別人口		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	選択率
			29	48	47	53	62	48	
	選択率Ⓐの場合	4歳時点	5	8	8	9	10	8	16.1%
		5歳時点	6	10	10	11	13	10	20.8%
	選択率Ⓑの場合	4歳時点	6	11	10	12	14	11	22.0%
		5歳時点	8	14	14	15	18	14	29.0%
丸橋幼稚園	幼稚園のある小学校区の令和8（2026）年度の歳児別人口		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	選択率
			40	38	40	42	58	47	
	選択率Ⓐの場合	4歳時点	3	3	3	3	4	3	6.9%
		5歳時点	6	6	6	6	9	7	14.9%
	選択率Ⓑの場合	4歳時点	4	4	4	4	6	5	10.0%
		5歳時点	5	5	5	5	8	6	13.0%

6 適正規模に関する研究論文等の概要

（1）新井美保子(2007)「幼稚園・保育所における乳幼児の適正数に関する研究－愛知県内の保育者を対象とした意識調査から－」『愛知教育大学研究報告』56（教育科学編）、pp.33-36。　※保育者対象アンケート調査をもとにした研究

①調査対象・方法・期間

・名古屋市を含む愛知県内の公・私立幼稚園各 35 園、公・私立保育所各 35 園、合計 140 園を無作為抽出し、各園の担任保育者を対象にアンケート調査を実施。

・調査用紙配布数は、幼稚園 210 部、保育所 420 部、合計 630 部。回答数は 228 名（回収率 36.2%。

②年齢別1クラス当たり園児数の現状（幼稚園）

・3歳児　平均 19.9 名、公立 18.6 名、私立 23.4 名

・4歳児　平均 25.5 名、公立 24.6 名、私立 29.0 名

・5歳児　平均 27.1 名、公立 26.5 名、私立 28.4 名

③1クラス当たりの最適人数（幼稚園）

・3歳児　回答数は 15 名と 20 名が同数で多い。平均は公私全体で 18.8 名、公立 16.9 名、私立 23.8 名、

・4歳児　回答数は 25 名が最多で、平均は公私全体で 22.4 名、公立 22.0 名、私立 24.0 名。

・5歳児　回答数は 25 名が最多で、平均は公私全体で 25.4 名、公立 24.9 名、私立 26.6 名。

※最適人数と考えた理由については「保育者一人で目が行き届く人数」「一人一人の子どもを把握し丁寧にかかわれる人数」「少なすぎては友達関係が築きにくい」という回答が多かった。

④1人の保育者が担当できる最適人数について（幼稚園）

・3歳児　平均は公私全体で 15.6 名、公立 15.1 名、私立 17.0 名。

・4歳児　平均は公私全体で 23.1 名、公立 23.0 名、私立 23.8 名。

・5歳児　平均は公私全体で 25.1 名、公立 24.4 名、私立 27.0 名。

⑤まとめ

・本論文では④より、幼稚園の1クラス当たり最適人数を3歳児 15.6 名、4 歳児 23.1 名、5歳児 25.1 名としている。

（2）新井美保子(2008)「幼稚園・保育所における乳幼児の適正数に関する研究（その2）－乳幼児の生活状況の分析をもとに－」『愛知教育大学研究報告』57（教育科学編）、pp.29-33。　※アンケート調査をもとにした研究

①アンケート調査は（1）と同じ。

②最適人数と最頻値

・本論文ではアンケート調査における各年齢における1クラス当たりの最適人数の最頻値

をもとに最適人数を求めようとしている。

・幼稚園の最適人数の最頻値は、3歳児は 15 名と 20 名、4歳児は 25 名と 20 名、5歳児は 25 名と 20 名と 30 名であった。これより幼稚園では、3歳児は 15 名または 20 名、4歳児および5歳児は 25 名が最適人数と判断できる。

・最適人数と判断した理由として、「保育者一人で目が行き届く人数（十分な対応ができる、関わりが持てる、向き合える等」という回答が全ての年齢を通じて最も多く見られたこと、また「集団遊び・友達との関わりが楽しめる人数（少なすぎては友人関係が築きにくい」という回答も多く見られた。

（3）平成 23 年度文部科学省委託「幼児集団の形成の過程と協同性の育ちに関する研究」（平成 23 年3月社団法人全国幼児教育研究協会） ※アンケート調査をもとにした研究

①全国幼稚園協会研究大会に参加した幼稚園・認定こども園等の園長と教諭を対象にアンケート調査を実施。回収率 71.7%。調査期間：平成 23（2011）年 11 月 18 日～12 月9日。

②アンケート調査の結果の概要

・学年別の結果をみると、園長において各学年の最も回答割合の高かった人数層（5人ずつの人数で区分）と平均値は、3歳が 16～20 人（41.3%）、平均 18.0 人、4 歳「21～25 人」（36.9%）、平均 23.7 人、5 歳「26～30 人」（39.0%）、平均 26.1 人、担任の平均値は3歳が 19.7 人、4歳が 22.6 人、5歳が 23.7 人であった。

・学年ごとに「学級の望ましい人数」の各理由の人数比（%）を見ると、園長と担任は同様に、学級の人数が増えるにつれ、「一人一人の自己発揮」よりも「集団でのかかわり」、すなわち、協同性の育ちを重視するようになる。そうした兆しが表れる学級の人数は、担任の場合、3 歳では「16～20 人」、4 歳では「11～15 人」と推測され、園長の場合の 3 歳「21～25 人」、4 歳「16～20 人」よりも少ない人数であった。5 歳については、園長、担任共に「11～15 人」から「集団でのかかわり」を重視し始めるようである。ただし、園長の場合、5 歳においては、「心情、意欲、態度の育成」が 40%前後の高い割合を占めていたが、担任の場合は、5～20%であった。

・担任している学級の人数についての総合的な評価を、学年と学級の人数層別に集計したところ、「ちょうどよい」の割合がもっとも高かったのは、3 歳では「16～20 人」（70.5%）、4 歳では「21～25 人」（76.0%）、5 歳では「21～25 人」（75.1%）であった。これより学級の人数が少ないと、「少ない」「やや少ない」の割合が相対的に増加し、一方、多いと、「やや多い」「多い」の割合が相対的に増加する。

③考察

・保育の方法や展開における学級人数の評価について、因子分析（主因子法）を行い、第 1 因子を「個に応じた援助」、第 2 因子を「協同性の援助」と命名し、各項目の評定値を足し上げ、項目数で除した値を、「個に応じた援助」得点、「協同性の援助」得点とした。そして、各学

年の学級人数ごとに「個に応じた援助」得点と「協同性の援助」得点の平均値を求めた。平均が 3 点以上は肯定的評価を示すことになるもので、全体的な傾向としては、学級の人数が増えるにつれ「個に応じた援助」得点は減少し、「協同性の援助」得点は増加する。その結果、3、4 歳では、「16～20 人」、5 歳では「21～25 人」において、「協同性の援助」得点は 2 点台から 3 点台になり、両者は共に拮抗するようになる。さらに人数が増えると「個に応じた援助」得点は、3 点台から 2 点台になり減少を続けるが、「協同性の援助」は、ほぼ横ばいである。このことから、「個に応じた援助」と「協同性の援助」は二律背反的な傾向にあるものの、両者が調和よくなされる学級の規模があり、3 歳では「16～20 人」、4 歳、5 歳では「21～25 人」において、比較的その傾向が見られた。

（4）鹿嶋桃子（2022）「「OECD 国際幼児教育・保育従事者調査 2018 年報告書」に関する研究ノート:「構造の質」に着目して」『帯広大谷短期大学地域連携推進センター紀要』9号、pp.23-35。 ※適正規模に関連する部分のみの概要。

・OECD が 2018 年にチリ、デンマーク、ドイツ、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、ノルウェー、トルコを対象に行った幼児教育・保育に関する調査報告書のサーベイ論文。

・クラスにおける保育者 1 人当たりの子ども数は、チリ4人、ドイツ 4.3 人、アイスランド 2.2 人、イスラエル 6.8 人、日本 8.2 人、韓国 3.2 人、ノルウェー3.1 人、トルコ 4.9 人、デンマーク 3.4 人で、日本が最も多く、イスラエル、トルコと続く。

・クラスにおける子ども数は、チリ 23.8 人、ドイツ 16.9 人、アイスランド 16.1 人、イスラエル 29.4 人、日本 22.7 人、韓国 16.1 人、ノルウェー15.9 人、トルコ 15.9 人、デンマーク 18.4 人で、日本は2番目に多い。1 番多いのはイスラエルで、3番目に多いのはチリである。

宝塚市教育環境審議会の各委員から出た意見

No.1

1　当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

宝塚市全体の子ども達のことを私なりに考えた上で意見を述べさせていただきます

① 集団生活の大切さ

集団から少人数を選ぶことは可能だが集団でしか経験できないこともあるので可能な限り集団生活を経験できる環境を整えてあげたい。

・友だちとのかかわり（友だちからの刺激・憧れ・けんかしたときなど）・ルールのある遊び

・話し合う機会（人の意見を聞く・自分の思いを伝える・気持ちの折り合いをつける）

② 特別支援児について

まず保護者の方が自分の通わせたい園という視点より「本人にとって」自分らしく生活できる園選びを行い、宝塚市はそれぞれが希望する園に通えるような環境を整える役割を果たすべきだと思います。

市立幼稚園では園児数が少なくてもある程度の職員数は確保されているかと思います。もしその職員の方や人件費が有効に使われ各園の多様なお子さまの受け入れ枠が広がれば、市立一択ではなく公私立の選択肢が広がるのではないでしょうか？

私立保育園でも特別支援のお子さまや配慮の必要なお子さまを受け入れていますが、年度によっては支援の必要なお子さまが多く保育士不足や人件費の問題で受け入れできない場合もございます。人や人件費の問題をクリアできれば受け入れますという私立の幼稚園や保育園はたくさんあると思っています。

市立幼稚園・私立幼稚園・認定こども園・市立保育所・私立保育園に通う全ての子ども達と入園を希望する子ども達が等しく幼児教育を受けられることを強く望みます

2 「資料4 諮問事項2、3について」に対するご意見

市立幼稚園・私立幼稚園・認定こども園・市立保育所・私立保育園　各園それぞれの良さがあり、保護者の方が自由に選択できる環境を整えることが必要だと思います。なるべく家庭でお子さまをみたい保護者にとっては市立園の保育時間の短さやお弁当が魅力の方も中にはいるかと思います。園児を増やすためにサービスを増やすよりも保護者の方のニーズに合った園を選べる方が良いと思うので各園が多様なお子さまを受け入れられるような環境整備に力を入れてほしいです。

昨日の気になる点が一点ありましたので追記させていただきます

車でのドライブスルー方式を提案されていましたが、子どもがすんなり保護者と離れるのは慣れるまで大変かと思います。慣れてもその日の気分で泣いてしまうこともあるかと思います。受入れの職員は何名まで受け入れるのでしょうか？泣いて車から降りられないときの渋滞はどうするのでしょうか？仕事に行く保護者の方など時間に追われている方もおられるのでなかなか現実的に難しいのではと感じました。

No.2

1　当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

私立幼稚園からも保護者会からも出ていた、今後の市の幼児教育・保育のあり方について総合的な観点で議論をしていく必要があるという点において同感である。その点が先に理解された上で、適正規模等の話になれ

ばと感じる。

２「資料４ 諮問事項２、３について」に対するご意見

公立幼稚園のあり方として、サービス面が先にきているが、公立としての機能・役割が先ではと感じる。行政機関として関係機関との密な連携、情報収集、人権教育の推進・啓発、特別支援教育の充実等、公立幼稚園が核となりながら、私立幼稚園とも連携を取り、教育・保育の質の維持向上を図っていくことが求められていると感じる。適正配置になったとしてもそこは揺るがないという観点は必要かなと思います。

No.3

１ 当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

いずれのご意見も傾聴に値するものであった.

これまで発達障害の子への対応を中心に話が進んでいたと思っていたが，外国から来た日本語が得意ではない子の話も出てきた.やはりそうかと思った.

発達障害・ニューカマー，そして貧困世帯についてのトータルでのインクルージョンを考えていく必要性があると認識した.

２「資料４ 諮問事項２、３について」に対するご意見

１ 市立幼稚園が担う「多様性」について（諮問事項３関連）

前回，事務局より，特別支援学級に進む子どもの就学前所属先に関する具体的なデータをお示しいただきました。これにより，市立幼稚園が配慮の必要な子どもを受け入れてきた役割が明確になったと考えます。

そのうえで申し上げたいのは，市立幼稚園が担う多様性は，障害のある子どもに限られない，という点です。以下の三つの層は，それぞれ独立した論点として捉える必要があります。

第一に，特別支援です。前回議論され，既にデータでも示されたとおり，市立幼稚園が中心的に担ってきた役割です。

第二に，外国につながる子ども，とりわけ日本語や生活の面で支援を要するニューカマーの家庭です。市立幼稚園ではポケトークや外国語サポーターによる対応が行われている一方，私立幼稚園ではサポーターの配置がないと伺いました。これは，市立幼稚園だからこそ果たし得ている公的な役割です。

この点に関して，私自身の経験を一つ紹介させていただきます。私は 2024 年度，４ 月から １ 年間の在外研究の機会を得て，スイスのジュネーヴで過ごしました。当時，子ども ２ 人（年長と小学 ２ 年）を連れて行き，現地校に入れました。スイスでは年中にあたる年齢から義務教育が始まります。われわれ夫婦もフランス語ができず心配していましたが，初日に学校から帰ってくると，２ 人とも「楽しかった」と話していました。５ 月中旬には生活発表会のような催しがあり，２ 人とも歌や踊りを披露し，われわれ夫婦もクラスに招かれて日本の歌を紹介しました。学期末には学校に出向き，担任から成果物を見せてもらったり，教育上・生活上の助言を受けたりしました。

スイスは人口のおよそ４割を外国人が占め，ジュネーヴではその割合はさらに高いと思われます。もともと公用語が ４ つあるという事情もありますが，学校には外国人の子どもを受け入れるノウハウが蓄積されていると強く感じました。

宝塚市においても，拠点となる幼稚園を設ける場合はもとより，現状の園を残す場合であっても，日本語を母語としない子どもたちにどう接し，どう教育していくかについて，スイスをはじめとする先例に学ぶ機会を設けては

どうかと考えます。今後，外国につながる子どもはますます増えていくことが予想されます。場当たり的な試行錯誤にとどまらず，体系的な受入体制を構築することが重要ではないかと考えます。

第三に，生活困窮の家庭です。保育料無償化の後も，私立幼稚園では制服代・通園バス代・給食費などの負担が残りますが，公立幼稚園の保護者負担は雑費として月数百円程度にとどまります。市立幼稚園は，経済的に厳しい家庭にも開かれた，数少ない低負担の選択肢となり得ます。ただし一点，留意が必要です。「幼稚園に通う家庭に困窮層は少ないので問題はない」とは言えません。困窮層はそもそも幼稚園を選ばず，保育所を利用するか，いずれの施設にも通わない「未就園」となる傾向があるため，幼稚園の在園者だけを見ていては，その存在が最初から見えにくいのです。市全体で就学前の子どもがどこに所属しているか，その分布に基づいて判断する必要があります。

これら三つは，それぞれが単独で相当数存在する，独立した論点です。障害のみの子ども，外国につながる子どものみの家庭，生活困窮のみの家庭――いずれも現に多く存在します。これらが同一の家庭に重なる場合もありますが，まずは各層について個別に，市立幼稚園が果たす役割を検討すべきと考えます。

複数の委員から「市立幼稚園を残す価値は何か」という問題提起がありました。ここに述べた，多様な背景をもつ子どもを分け隔てなく受け入れる公的機能こそ，その価値の具体的な内実の一つであると考えます。

2 閉園の判断に先立つ「異年齢学級」の検討について（諮問事項 2 関連）

資料では，対象 3 園が適正規模（1 学級おおむね 15〜20 人）に満たないことをもって，閉園はやむを得ない，という論の運びになっています。しかし，適正規模を満たさない小規模園を存続させる方法として，異年齢学級――複数の学年を一つの学級に編制する形――という選択肢があります。これが検討されたうえで理由をもって採用されなかったのか，そもそも検討されなかったのかが，資料からは判然としません。

制度面を確認しますと，異年齢編制は法令上，全国どこでも可能であり，僻地に限られた特例ではありません。幼稚園設置基準第 4 条は学級を「同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする」と定めていますが，これは原則規定であって，異年齢編制は認められるはずです。地域要件は存在しません。したがって，異年齢学級による小規模園の存続は，法的に十分に選択可能です。

あわせて，市の基準の一貫性についても指摘します。市の適正規模の理想は「複数学級・クラス替えの可能な環境」とされていますが，実際には存続予定の園を含め，市立幼稚園 7 園はすべて単学級であり，その理想を満たす園は一つもありません。単学級を許容して存続させるのであれば，なぜ小規模の単学級，あるいは異年齢学級による存続は選択肢に含まれないのか，基準として整理しておく必要があります。

異年齢での編制や少人数であることは，必ずしも不利にばかり働くものではありません。私は，新潟県中越地震（2004 年）の被災地を訪ねたり，前任校である信州大学では県内の市町村で調査実習を行ったりしてきました。

中越地震の被災地にあった山間部の小学校では，学校を起点とした地域交流が活発に行われていました。地域の茶道家から茶道を学び，地域の祭りや高齢者施設でお茶のおもてなしをする。地元の民謡（唄・三味線・太鼓）を習い，地域の祭りや県内の各種イベントで披露する。こうしたさまざまな地域交流が試みられていました。また，その小学校の運動会は地区の運動会も兼ねており，最寄りの幼稚園も含めた地域交流の場ともなっていました。

こうした活動は，少人数であることのデメリットを部分的に解消するとともに，近い年齢の子ども同士だけでなく大人との交流を通じて社会性を身につけることにもつながっていました。当時の学校長は，学校通信などを通じて発信することが，地域の大人を教育することにもなる，と話していました。

これは小学校の例ですが，公立の幼稚園も類似の機能を担えるのではないでしょうか。これまで，幼稚園やPTA からは具体的な取り組みや必要性について発言がありましたが，知識経験者からは外枠の議論が多く，幼稚園の拠点化など具体的な内容に乏しかったように思います。この点も，保護者や地域の方々が心配されているところではないでしょうか。ここで挙げた例は一つに過ぎませんが，いくつかの具体的な姿を示すことで，皆様に安心していただけるようになるのではないかと考えます。

なお，私は「異年齢学級で必ず存続させるべきである」と主張しているのではありません。異年齢保育には，集団の広がりの確保など，教育上の論点があることも承知しています。申し上げたいのは，この選択肢を正面から検討の俎上に載せ，採否の理由を答申に明示すべきではないか，という点です。多数の反対意見・嘆願書が寄せられている現状において，答申がこれらに正面から応えるためには，「異年齢学級という選択肢を検討したうえで，これこれの理由により採用しない（あるいは採用の余地がある）」と，検討の跡を残すことが不可欠と考えます。選択肢を検討せずに閉園を結論づければ，なぜその選択肢を外したのかという問いに答えられません。

3 残る市立幼稚園の「総合的な拠点」としての在り方について（諮問事項 1・3 関連）

市立幼稚園の適正配置については，私立幼稚園を含めて考えるという方向が示されています。その結果として，仮に広い市域に少数の市立幼稚園のみが残ることになるのであれば，各園に地域固有の役割を個別に割り振るという発想は，現実的でないと考えます。園の数が少なく，一園あたりのカバーする範囲が広くなるほど，特定地域の特定ニーズに応じて園を性格づけることは難しくなるからです。

むしろ，残る市立幼稚園には，地域ごとの役割分担ではなく，総合的な拠点としての機能が求められると考えます。すなわち，先に述べた三つの軸――特別支援，外国につながる子ども，生活困窮の家庭――のいずれに対しても対応できる体制を，残る各園が等しく備えるという方向です。

この考え方は，二つの意味で重要です。第一に，園ごとに役割を固定的に割り当て，「あの園は特別支援の園」「この園は外国人の園」といったラベルを貼ることを避けられます。特定の属性の受け皿として園を性格づけると，その園が一般の利用者から敬遠され，かえって園児数の減少を招く（いわゆる残余化の）おそれがありますが，すべての園が総合的に対応する体制であれば，この危険を避けられます。第二に，「一律の数値基準を将来も適用し続ければ，市立幼稚園はいずれすべて姿を消すのではないか」という，委員からも示された懸念に対する答えにもなります。残る市立幼稚園が，多様な子どもを分け隔てなく受け入れる総合的な公的拠点として明確に位置づけられれば，単なる園児数の多寡を超えた存在理由が確立されるからです。

したがって，答申においては，残る市立幼稚園を，特別支援・外国につながる子ども・生活困窮のいずれにも対応できる総合的な拠点として位置づけ，そのための人的・物的な体制整備を進める方向をお示しいただければと考えます。

提案のまとめ

以上を踏まえ，答申に向けて，次の四点をご検討いただければ幸いです。

第一に，諮問事項 3 に関し，市立幼稚園の公的役割として，特別支援に加え，外国につながる子どもや生活困窮世帯を含む，多様な背景をもつ子どもを受け入れる拠点であることを，明記してはどうかと考えます。

第二に，諮問事項 1 に関し，閉園の結論に先立って，異年齢学級による存続の可能性を選択肢として検討し，その採否の理由を答申に示してはどうかと考えます。

第三に，残る市立幼稚園を，地域ごとの役割分担ではなく，特別支援・外国につながる子ども・生活困窮のいずれにも対応できる総合的な拠点として位置づけ，そのための体制整備を進めてはどうかと考えます。

第四に，以上の裏づけとして，保育料減免世帯数，ニューカマー在籍数，就学前児童の所属分布および未就

園児数といったデータを整えていただければと考えます。

No.4

1　当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

いざ、自分の子供が通っている幼稚園が急に閉園になるといわれると、反発が起きることは想定内だと思う。その点から考えると今回の「諮問事項1：市立幼稚園の適正規模及び適正配置について」はこのままでは当該保護者の納得は得られない。委員会でも指摘したが、そもそもの次のあるべき姿（ここでは「諮問事項2や諮問事項3」）での内容検討が決定していない中では、審議会としても今回の該当保護者の陳情を避けるすべはない。現場を無視しての強行採決は適切とは感じない。

ただし、今回の陳情は「自分たちの子供はこのまま通わせてほしい」も一部の本心であるとも感じること。具体的な数字等で現場の活動や希望が示されていない点などがある事から、本諮問事項1の納期が未設定であるなら、改めて実施時期を2年以上先として、継続案件とすることを提案する。

そのうえで、当該保護者からの提出資料で指摘を受けている「3 園に共通して示す主な意見・要望」のうち（1）、（2）、（5）、については、該当保護者として現場でしか知りえない課題整理と、その具体的な改善案を「納期と目標値を入れた提案」としてもらうのはどうか。それと、並行して同じ内容を審議会で検討し、その結果を擦り合わせて、より良い案を作っていくべきではないかと感じる。このままの審議遂行方法では、該当保護者の反対意識は減少することはない。

2 「資料4 諮問事項2、3について」に対するご意見

諮問事項2については、当該保護者からの提出資料で指摘を受けている「3 園に共通して示す主な意見・要望」うち（3）に該当する事かと思うが、委員会でもここも指摘した点ではあるが、あまりに切り口が大きすぎて意味が見えない。そもそも以前に検討されたのかもしれないが、「市立幼稚園の今後あるべき姿」を再確認し、現状の課題点とその差を示し、優先順位をつけて対策を決定するべきではないだろうか。この提示していただいた資料では、今声を上げている保護者の声だけに対応しているように見えることと、今現在において対象園児が減少する中では、この対策を打っても今後の市立幼稚園児の増員は全く望めないと感じる。ここは、新しい投資領域でもあることから、費用対効果がしっかり見える具体的な案を作らないといけないと考える。

諮問事項3は、まったく何がしたいページなのか理解不能である。本来は「市立幼稚園の今後あるべき姿」で定義した内容から考えていくべき内容である。ここからは、公立幼稚園と公立保育所に何をノウハウとして残すことが期待されているのかが見えない。それがただでさえ忙しい現場に、活用目的も不明確でその提供に時間がかかる場合、それは苦痛でしかない。まず、今どのような知識・経験がどのように保管・維持・継続されているのか。そのうち、次の世代へ継承し、また園児の為に何を小学校へ持たせるのかを議論しないと、提供すべき情報がバラバラになってしまう。バラバラになった情報は見る価値はない。そして、公立幼稚園、保育所の情報をいかにして必要とされる「私立幼稚園、私立保育所」に提供するのかも、その次の議論内容であると考える。

それが、整理されてくれば、次に目指す「認定こども園」に繋げられ、0歳から5歳までの幼児教育対象者と、小学校児童教育対象者間でのシームレスな情報連携が図れるのだと推測する。

No.5

1　当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

市の行財政面から考えると、「保護者の思いはわかっていても…」というところはあろうかと思いますが、現段階では、保護者・地域の皆様の理解を得るために、さらに丁寧な説明が必要なのではないかと感じます。

２ 「資料4 諮問事項2、3について」に対するご意見

○ 諮問事項2について

公立幼稚園を継続させていくためにも、その教育・保育の在り方を検討することはたいへん重要であると思います。教育のさらなる充実に加えて、保護者のニーズへの対応を考えた場合、3年保育の拡充や給食の提供、登園方法の緩和・条件整備などは重要なポイントだと思います。

○ 諮問事項3について

公立幼稚園はこれまでも地域の就学前施設の中心となって交流や連携についてイニシアチブをとっていただいています。また、就学前施設と小学校との連携や交流においてもその拠点としての役割を担っていただき、とてもありがたく思っているところです。宝塚市では小学校に隣接する形で幼稚園が設置されてきたことが大きな強みと言えるのではないでしょうか。その強みを生かして、その役割を今後もぜひ継続して担っていただきたいと強く願います。

また、特別支援においても、特別な支援が必要な子どもの状況に応じて加配や介助員を配置するなど、きめ細かな配慮ができるところも強みであると思います。私立幼稚園でも可能な限り希望される子どもを受け入れたいと考えていますが、「受け入れたい」という思いと「その子に必要なきめ細かな配慮ができるのか」という現実を考えたときに、苦渋の決断をせざるを得ない場合があります。すべての子どもを受け入れ、一人一人の子どもの特性を理解した上で、きめ細かな配慮が可能なところも公立幼稚園の大きな強みだと思います。

No.6

１ 当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

・園児募集停止にするには全ての課題が未解決である

・私立幼稚園が市立幼稚園の閉園後にすべての子どもたちを受け入れる覚悟と体制がととのっていない

・受け入れに積極的な私立幼稚園の数、条件等により受け入れ可能な園の数、受け入れる予定のない園の数等データが示されていない

・更に積極的に受け入れる園の中で指標とされた適正規模の条件を満たし効果的な教育ができている園の数と配置について、適正配置の観点から十分な審議が行われていない

・そもそも適正規模についての審議がまともにされていない中で特定の園について議論することが間違いである

・今回の諮問事項である適正規模・適正配置について会長以外から明確な数字や意見が全く出ておらず会長個人の考えのもと進んでしまっていることに危機感を感じる

・審議会が開催決定前から教育委員会から特定の園の保護者や地域に対して園児募集時期や廃園について言及した説明会が行われている事も、この諮問内容について混乱を招いていると感じる。まるで答申案の内容が事前に決まっていて体裁を整えるためだけに形式的に開催され委員を集めたかのように感じている

・残った公立園への通園方法の緩和とあるが現状駐車場も駐車スペースも確保できていない

・駐車場の確保ができていないので通園に車を使用している家庭は参観や行事の時には保護者が参加できない

・市立幼稚園は保護者の協力のもと行われている行事等があり、駐車場の確保ができないと一部の保護者に負

担を強いることになりかねない

2 「資料4 諮問事項2、3について」に対するご意見

・資料の説明も碌にされていないのに意見を求める事に疑問を感じる
・そもそも審議事項2・3についてはこれまでの審議会でも時間がないのでと審議すらされていなかったのでは？
・保護者のニーズとあるがその根拠は？
・保護者が私立と同等の、、、とあるが私立と公立では求められている事がそもそも違うと感じている
・保育時間の延長となっているが三歳児にも適用されるのか？適用となった場合は体力的なことも考慮し幼稚園でもお昼寝の時間を設ける等の必要性はあるのではないだろうか
・保育時間の延長は親にとっては便利だとは感じるが子どものためにとは思えない
・保護者から聞く声の中で多いのは保育時間の延長ではなく預かり保育拡大と時間延長である
・公立を選択する保護者の多くは子どもとの関わりを重要視する傾向にある
・宅配弁当でも助かるが昔から保護者が求めてきたのは自校炊飯による温かい給食である。未就学児には偏食が強く食事に不安がある子たちが宝塚市の給食で偏食が改善される事例が非常に多く、そんな素晴らしい宝塚市の給食を食育という観点からも幼稚園の子どもたちも食べられるように今回でなくても、今後可能な方法を探れないだろうか
・自動車通園の緩和については「1」でも触れたが、現状仁川・長尾幼稚園でも自動車通園に課題が残っている状態である。確実なものとするのであれば市が主導となって駐車場の確保が必要不可欠となってくる

No.7

1 はじめに

(1) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるものとされています（ 憲法92条）。ここに言う「地方自治の本旨」には、住民自治と団体自治の2つの要素があります。住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的・地方分権的要素です（憲法94条参照）。

「地方自治は民主主義の小学校である」と説かれる ｜ ことがあるのは、住民が自ら身近な地域の問題を話し合って解決する経験を通じて、民主主義の仕組みや大切さを学ぶことができるからです。

(2) 宝塚市教育環境審議会（ 以下「本審議会」といいます。） は、地方自治法138条の4第3項に基づく附属機関として、宝塚市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。） の諮問に応じ、各委員の知識経験を活かして調査審議を行い、その知見を教育行政へ反映させることを目的として設置されています。知識経験者のみならず、児童又は生徒の保護者の代表者、市内の公共的団体の代表者及び公募による市民をも委員として構成されているのは（宝塚市附属機関設置条例1条及び宝塚市教育環境審議会規則（ 以下「本審議会規則」）2条）、まさに住民自治を反映させるためのものといえます。

したがって、本審議会に求められるのは、あらかじめ定められた結論へ誘導することではなく、多様な専門的知見及び関係当事者・住民の意見等を十分踏まえ、公正かつ透明な審議を尽くすことです。

(3) しかしながら、令和8年7月31日に開催された第12回審議会のみならず、同年8月19日開催の第13回審議会においても、依然として答申案を取りまとめることに汲々とし、上述した附属機関としての役割を十分果

たしているとは言い難い議事運営が見受けられました。子どもたちが学ぶ環境について審議するという性質上、とりわけ「民主主義の小学校」の模範たるべき本審議会において、民主主義が蔑ろにされているのは由々しき事態です。私たちは、答申がどのような結論に至るとしても、その判断過程が、適正手続の下、公平・公正であり、住民（市民）が納得できるものでなければならないとの立場から、以下のとおり意見を述べます。

2 答申に向けて未検討の事項があること

⑴ 諮問事項について

教育委員会からの諮問は、次の3項目です。

諮問事項１ ： 市立幼稚園の適正規模及び適正配置について

諮問事項２ ： 市立幼稚園の教育・保育の在り方について（機能充実）

諮問事項３ ： 教育委員会及び市立幼稚園の公教育としての役割について

したがって、「末成・宝塚・丸橋の3幼稚園の閉園」を当然の前提として審議するのではなく（ 無論、この点は諮問の対象ですらありません。）、市立幼稚園の機能充実によって園児数が維持される可能性や、市立幼稚園の果たすべき役割等についても十分検討し、それらと整合した市立幼稚園の適正規模・適正配置を検討するべきです。

⑵ 幼稚園保護者の意見陳述によって提示された論点等

第１３回審議会では、本審議会規則7条に基づき、末成・宝塚・丸橋の3 幼稚園PTA会長の意見陳述及び質疑応答を経ました。上記3会長に共通する意見として、次の論点が示されました。

① 公立幼児教育の今後のあり方を先に議論してほしい

② 園児数や「１５人」という基準だけで存廃を判断しないでほしい

③ 園児数を判断材料とするのであれば、まず保護者のニーズを検証してほしい

④ 「残る園の拡充」が本当に公立幼稚園の充実につながるのか検証してほしい

⑤ 公立幼稚園が担う教育的・地域的役割を評価してほしい

⑥ 特別支援の受け皿について、閉園より先に具体的な体制を示してほしい

⑦ 閉園後の「受け皿」が、本当に機能するのか検証してほしい

⑧ 保護者・地域の声を「反対意見」で終わらせず、審議に反映してほしい

そのため、これらの論点について、十分に審議が尽くされているかを確認した上で、答申案の作成に着手するべきです。それにもかかわらず、そのような確認を経ることもなく、ただ事務局の見解を述べさせることに審議会の時間を費やし、私たちが議事進行に関する異議を述べたにもかかわらず、委員間の協議に十分な時間が確保されないままとなっています。

そのような審議が生煮えの状況で、性急に答申案を作成することは厳に慎むべきです。

⑶ 幼稚園保護者の意見陳述によって提示された論点についての意見

次に、上記⑵ の論点（囲み数字は、上記⑵ で付した番号に対応）について、具体的に審議すべき点を指摘しながら、意見を述べます。

ア論点①・⑤について

市立幼稚園が担う教育的・地域的役割といった現状を分析した上で、幼児教育の今後のあり方を踏まえ、市立幼稚園の適正規模及び適正配置を検討すべきであるというご意見は、至極当然であると思料します。

必ずしも先の答申に拘束されるものではありませんが、平成27年3月27日付け宝塚市幼稚園教育審議会による答申（以下「平成２７年答申」といいます。）では、宝塚市の現状、市立幼稚園の教育・保育のあり方を述べた上で、市立幼稚園の適正規模・適正配置について論じています。

第13回審議会においても、委員が、審議会の議論の進め方も含めて、今後の市の幼児教育・保育のあり方について、もう少し総合的な観点で議論をしていく必要があること、また、各対象となっている公立幼稚園がどのような役割を担ってきたかをしっかりと評価する必要があるのではないかとご指摘されているところです。

イ論点② について

市立幼稚園の適正規模を考える上で、1学級あたりの園児数が議論されてきましたが、果たしてそれを指標として重視すべきかどうかについての検証が未了であり、少なくとも現時点では、1学級当たりの園児数のみ、あるいは園児数を比重の高い考慮要素にするべきではないと思料します。

OECDの知見を踏まえた研究[2]では、諸外国における大規模縦断研究により、乳幼児期に受けた保育の質が高いほど乳幼児の発達にポジティブな影響を与えることが明らかとなっているにもかかわらず、我が国においては保育における待機児童問題解消のために質より量の政策が推し進められた結果、日本の対象グループ／学級における保育者1人当たりの子ども数は調査参加諸国間のなかで最も多く、8.2名であったと指摘されています。すなわち、保育の質を向上させる上で、1学級の園児数の上限を論ずることはあっても、必ず1学級に一定数の園児を確保すべきという方向での議論は見当たらないのです。

また、文部科学省は、令和8年4月1日、幼稚園設置基準3条を変更し、1学級の幼児数を「35人以下」から「30人以下」を原則とするように引き下げました。その背景として、松本文部科学大臣は、同年2月20日付け記者会見において、「幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期で」、「幼児教育の質の向上は重要な政策課題の一つ」とした上で、「近年では小学校低学年の不登校の児童や特別な配慮が必要な幼児が増加するなど、幼児期から一層行き届いた教育を推進する必要」があるため、「今般、幼稚園設置基準を改正いたしまして、原則 35 人以下となっていた学級編制の基準を 31 年ぶりに見直しをいたしまして、原則 30 人以下に引き下げ」たこと、そして、「幼稚園の基準の引き下げによって当然 1 人の教諭の方が担当をする子供の数というものが減っていく、逆にそれによってそれぞれの先生方がお一人一人の子供たちにかけられる時間であったりとか、触れ合う時間というものを増やすことができていくという状況の中で、やはり幼児期における教育の重要性というものを鑑みたときに、より質の高い教育というものを幼児教育段階から子供たちに提供をしていくということにつながっていくことが大変大事なこと」だとし、それを「目標、目的といたしまして今回こういう改正に踏み切らせていただいたところでもあります。そういう意味では、よりきめ細かいそうした幼児教育というものが、そして高い質の教育というものが今回の改正によってより提供されていくということを我々としては期待をしてまいりたいと思います」と説明しました[3]。つまり、幼稚園教諭1名が受け持つ園児を減らすことによって、質の高い教育を幼児教育段階から確保することを目指しているといえます。

他方、平成27年答申は、「教員配置においては、学年複数学級とすることで、教員同士が指導方法について協議ができ、組織的な園務分掌も確保され、教員が互いに切磋琢磨することにより、より質の高い幼児教育の提供が可能である」ことを理由に、「適正な規模の目安としては、1学級当たりの園児数を20人程度とし、学年複数学級とすることが望ましい園規模であると考えられる」と結論付けていま

す[4]。換言すれば、教員の職務遂行上の都合により1学級を20人程度、複数学級とすることが望ましいというに等しく、上述した昨今の趨勢に照らせば、上記答申における理由付けは子どもの学習権からの視点に乏しく、今となってはその説得力を失っています。しかも宝塚市では、平成27年答申を踏まえて、平成29年4月1日に幼児教育センターが開設され、公私立幼稚園、保育所（ 園）、認定こども園の教育推進や教職員の質の向上の推進（ 研究・研修） 等を担っていますから、同センターをハブとして、指導方法等の成果を各幼稚園等に展開することができるはずです。

したがって、1学級20名程度とするのが適当かどうかについては、専門家の間でも議論があるところであること（第13回審議会・事務局） を加味すれば、閉園の判断基準として、1学級当たりの園児数の下限を答申することには慎重であるべきで、あくまでも適正規模の一要素と位置付けるべきです。

ウ論点③ ・④ について

平成27年答申の時点で、市立幼稚園における3年保育への強いニーズや3年保育の必要性は認識されていたものの、「3年保育については、これまで私立幼稚園が担ってきた経緯があることや、公立幼稚園の現在の施設規模、宝塚市の財政状況を鑑みた時、現時点での公立幼稚園全園での3年保育の一斉実施の可能性は低いものと考える」としつつ、「既に実施されている西谷地域の第7地域を除いた、1から6地域の中に研究実施園をおき、3年保育の研究を進め、幼小中の連携を深めながら、健全な子どもの育成について取り組まれることが望ましい」とされました。

その後、長尾幼稚園及び仁川幼稚園において、3年保育が実施されるようになりましたが、本審議会において、園児数の推移のほかに、その研究結果が検証されたとはいえません。最大21園あった市立幼稚園は、現在7園まで減少しているのであり、長尾幼稚園及び仁川幼稚園が3年保育を実施した結果、他の私立幼稚園が閉園を余儀なくされたなどの問題が生じているのかを検証する必要があります。

市立幼稚園の機能充実については、諮問事項2にて諮問されていますが、なにゆえその機能充実が末成・宝塚・丸橋の3幼稚園では実現することができないのかについても、検討を要します。その際、ひとしく能力に応ずる教育を受ける機会が与えられているかどうか、能力以外の理由によって、子どもたちが教育上差別されていないかどうかに留意しなければなりません（教育基本法4条1項）。

エ論点⑥ ・⑦ について

市立幼稚園の適正配置を考える上で、通園圏内に私立幼稚園が存在するかどうかを考慮要素にするとしても、ただ私立幼稚園があるだけでは足りません。その最たる理由は、支援を要する園児（障がいがある、外国語を主に話すなど）が必ずしも私立幼稚園に受け入れられるとは限らないという点にあります。宝塚市は、「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援」を講じなければなりませんから（教育基本法4条2項）、幼稚園保護者の懸念が解消されるかどうかを検証する必要性は高いといえます。私立幼稚園としての取組みは、これから取りまとめていただけるとのことですので（第13回審議会・委員意見）、現時点では未検討の課題となります。そして、現状の課題を踏まえ、支援を要する園児の受入れを確実にするための方策（持続可能な補助金制度、私立幼稚園との間で一定の約束事項を盛り込んだ協定書を取り交わすなど）についても検討を要します。

一方、支援を要する園児以外についても、私立幼稚園は、それぞれの教育方針・建学の精神を大切にしながら運営されており（第13回審議会・委員意見）、様々な教育実践が行われている（第13回審議会・委員意見）のですから、通園圏内に私立幼稚園があったとしても、子どもや保護者の教育方針等に合った私立幼稚園であるとは限りません。市立幼稚園を閉園する場合には、全ての園児について、合

理的な経路によって通園できる受入れ先があるかどうか（あるとして、保護者が追加負担することとなる費用の額はどの程度か）、個別に確認していく必要があります。

また、平成27年答申では、「公的施設の最適配置の問題は、定員問題だけではなく、アクセシビリティすなわち交通利便性の視点が必要であり、これを考慮した公立幼稚園の適正規模・適正配置を考える必要がある」と指摘されており、妥当な考え方です。例えば、宝塚幼稚園については、交通利便性が高いことが考慮されるべきです。

オ論点⑧ について

第13回審議会において、市立幼稚園保護者による意見陳述の機会が設けられました。しかし、そこで明らかになった重要な論点について、十分な検証・審議をしないまま答申案を取りまとめるなら、意見陳述を単なる形式的な手続に終わらせることになります。これでは、子どもの意見表明権を実質的に保障したことにはなりません。

しかも、その結論によって子どもの教育環境そのものが変更される可能性を伴う以上、子どもの教育を受ける権利・学習権との関係でも問題があるといえます。単に園児数や施設維持の財政的負担のみを検討するのではなく、閉園によって子どもが実際に受ける教育環境がどのように変化するのか、その変化によって教育を受ける機会や教育の質に不利益を受ける子どもが生じないかを具体的に検証することが必要です。

カ各幼稚園の個別事情についても検討を要すること

例えば、丸橋幼稚園では、少人数・異年齢教育が特色の一つに挙げられています。そのデメリットがあるかどうかについては、本審議会において検証されていません。また、少人数・異年齢教育についての知識経験が丸橋幼稚園には蓄積されているはずですが、閉園によってそれが失われるおそれがあります。1学級の幼児数の下限を設けることとなれば、少人数・異年齢教育を実践する市立幼稚園は存在しないこととなりますから、その研究すらできなくなります。ひいては幼児教育センターの機能を弱めることにつながりかねません。

⑷ 諮問事項2についての意見

市立幼稚園の機能を充実させる方向性に異論はありませんが、あくまでも現在の市立幼稚園を対象とすることが前提となります。そして、ここで重要であるのは、機能充実の究極的な目的は、宝塚市において、市立幼稚園がインクルーシブ教育を推進する拠点となることにあり、これを本審議会の答申に明示するべきであると思料します。

インクルーシブ教育とは、「全ての子どもが、必要な支援、合理的配慮及び一人ひとりに合った環境を提供され、障害その他の差異の有無にかかわらず同じ場でともに学び、効果的で良質な学習が行えるように、教育内容、教育方法、学校文化を変えていく制度改革のプロセスを経て達成される教育」と言われています[5]。1947年制定の学校教育法により、障がいの種別と程度により教育の場を分けるという医学モデルに基づく分離教育政策が導入されました。その後、学校教育法（2006年）、障害者基本法（2011年）、学校教育法施行令（2013年）の各改正を経て、原則分離から総合的判断という枠組みに移行しました。また、障害者差別解消法の制定（2013年）により、学校園においても障がいのある子どもへの合理的配慮義務が課されることになりました。これを受け、本来であれば、一人ひとりの必要性に応じた教育内容が提供されるべきですが、普通学級で教員が担当する人数は多く、教員の業務負担や支援体制・予算の限界等の実情から、熱意があっても十分に対応することができない現状にあり、分

離教育を原則とした運用が継続しています。学校園における分離は、そのまま社会における分離へとつながっており、自らと違う者を排除しようとする、非寛容な社会を形成する一因となっているのではないかと危惧しています。障害者差別解消法において、障がい者への「必要かつ合理的な配慮」を義務付けられても（7条2項、8条2項等）、障がい者と触れ合った実体験がなく、何が「必要かつ合理的な配慮」なのか想像もつかないという場面もありえます。分離教育の下で、障がい者のみならず、そうでない者にとっても、学ぶ機会が失われてきたためにそのような事態が生じていると考えられます。

ところで、令和8年3月に教育委員会が策定した第2次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）では、「重点施策1　幼児期の教育・保育の質を高めます」に並んで、「重点施策2　子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います」及び「重点施策5　子ども・教職員の人権意識を高めます」が掲げられています。この後期計画で言及されているとおり、「幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣や道徳心の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養うとともに、小学校以降における学びの基礎や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大切な役割を担っています」。そして、「子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる豊かな人間性を養うため、様々な人権について理解し、物事を多面的・多角的に捉え、自らの生き方について考える学習を通して、適切な判断力、心情、実践意欲と態度を養って」いくには、「偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちがお互いの多様性を認め、尊重し、お互いに協力しながら社会生活を送ることが大切」であると指摘されています。第13回審議会における意見陳述でも明らかになったように、少人数で多様なバックグラウンドを有する幼児が同じ学級で学べるのが市立幼稚園であり、市立幼稚園を旗手としてインクルーシブ教育を目指すことは、まさにこの後期計画に合致しているといえます。そして、そのような教育を目指すために宝塚市の財政支出を振り向けるべきであり、それが一納税者としての願いでもあります。

なお、文部科学省は、公立幼稚園が地域の幼児教育の質向上に重要な役割を果たしていることを前提として、その減少による影響について全国調査を開始しています[6]。この調査結果も注視すべきです。

⑸ 諮問事項3 についての意見

公教育における教育委員会及び市立幼稚園の役割について、第13回審議会で示された方向性に異論はありません。

幼児教育センターが、インクルーシブ教育を始めとする幼児教育に関する知識経験を集約する局面でも、反対に、各園が蓄積した知識経験を展開する上でも、市立幼稚園がその拠点として機能することが期待されます。小学校との連携、公私立保育所（園）と公私立幼稚園間の連携において、市立幼稚園が果たすべき役割は大きいといえます。これらの点は、市立幼稚園の適正配置を検討する上でも考慮しなければなりません。

また、母子保健法に基づく健診や療育における障害の早期発見は、その子どもが地域の学校園で学ぶために必要な支援とそのための予算・人事等を早期に検討するためのものであるべきで、その役割を幼児教育センターが担うことが考えられます。

3 結び

⑴ 私たちが求めるのは、子どもの最善の利益を第一に据え、法令及び国際的な子どもの権利保障の理念や実情を踏まえ、多様な意見に真摯に耳を傾け、十分な審議を尽くした上で結論を導くことです。そうでなければ、本審議会の答申への信用、信頼は損なわれ、同答申を踏まえて教育委員会が教育施策等を立案したとしても、市民はもとより、条例改正等を担う宝塚市議会議員による理解を得られるこ

とはあり得ません。

⑵ また、検証等を要する事項についても述べてきましたが、検証等を行うべき主体が本審議会であるのか、それとも教育委員会であるのかについては、なお検討を要するところです。その意味でも、委員間の協議が重要になるのです。

⑶ 以上のことから、本審議会が、地方自治法に基づく附属機関として市民の信頼に応え、適正な審議を行うこと、そして、十分な審議を経ない答申によって、子どもの教育を受ける機会や教育環境を損ない、教育を受ける権利を害してしまうことがないように、審議を尽くすことを強く求める次第です。

以上

[1] 芦部信喜著,高橋和之補訂『憲法第八版』(岩波書店、2023 年) 393 頁

[2] 鹿嶋桃子(現名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科・准教授)「OECD 国際幼児教育・保育従事者調査 2018 年報告書」に関する研究ノート:「構造の質」に着目して、帯広大谷短期大学地域連携推進センター紀要、2022 年、第 9 巻、23-35 頁

[3] https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00667.html

[4] 平成28年7月1日に教育委員会が策定した「宝塚市立幼稚園の適正規模及び適正配置に関する基本方針」もこれを踏襲

https://www.mext.go.jp/amenu/shotou/youchien/mext01535.html

[5] 日本弁護士連合会: ともに学び・育つインクルーシブ教育及びともに生きるインクルーシブ社会の実現を求める決議(2025 年 12 月 12 日付け人権擁護大会)

https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2025/2025_1.html

[6] 公立幼稚園の減少に伴う地域の幼児教育の質の維持・向上の取組への影響について調査研究を実施します: 文部科学省

https://www.mext.go.jp/amenu/shotou/youchien/mext01535.html

No.8

1 当事者からの意見陳述を受けて(市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者)

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼稚園は、集団生活を通して言葉のやり取りや遊びなど多様な経験の中で、自然に他者とのかかわり方を学ぶ場所である。運動会や発表会など協同して成し遂げる活動では、感動や達成感を体感しコミュニケーション能力を高めることにつながる。また、自分を大切にすることや他者に対する思いやりを身に付ける場所でもある。これらは、ある程度の人数が居なければできないことで少人数では難しいと考える。幼児期は、小学校に入学するまでに必要な生活態度や学習の基礎を培うための重要な時期である。少人数で幼稚園生活を過ごしたこどもが、小学校で躓かないだろうか?ただでさえ不安な入学という大イベントで、いきなり 30 人学級で担任が一人という環境に馴染めるだろうか。

最近は、猛暑の影響で5月・6月に運動会を行う小学校がほとんどで、入学したての時期に運動会の練習が始まる。クラスに馴染めていれば問題ないだろうが、もし、そうでなかった場合、親の都合で少人数の幼稚園に通わなければならなかったこどもが不憫である。

私の元には、時々「友達の作り方が分からない」や「学校で何をしたらいいのかわからない」といった小学1年生からの相談がある。これは本来、幼稚園生活の中で身につけておくべきスキルである。丸橋幼稚園での異年齢教育の価値云々については、異年齢を一緒に保育しなければならないくらい人数が少ない状態にあると考える。また、トライやるウィークの活動場所との事であるが、トライやるは、中学2年生が地域で職業体験をすることに意味があり、少人数保育の幼稚園で本来の職業体験ができるだろうか。トライやるの資料には、園児の人数までは記載がない。実際に行ってみて初めて知ることになる中学生はどう思うだろう。何度も言われた少人数だからできる幼稚園教育って何だろう。議事録を何度読んでもこどもの姿が見えない、本当にこどもの将来を考えているのかなと疑問に思う。

2 「資料4 諮問事項2、3について」に対するご意見

諮問2について給食の提供には、宝塚市の給食は自校方式であるため幼稚園に給食を提供する場合は、幼稚園に給食調理室を新たに設置する必要があるので無理ではないかと考える。他は賛成。

No.9

1 当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

1.人口が減少しているのですから、それにあわせて公共施設の数も縮小していかねばならない、公立幼稚園もその例外とはならないと思います。市の広報誌やホームページでは市財政が非常に厳しいことが伝えられている折、園児数が非常に少なくなった公立幼稚園を維持していくことに、市民全体、納税者の理解が得られるのでしょうか。

2.保護者の方々は少人数教育のメリットを強調しておられましたが、園児数が少なすぎることにはデメリットもあると思います。もし、1クラスの園児数が少なければ少ないほど教育効果が上がるとも言えないと思います。もし、少ないほど教育効果の面で優れるのであれば、すべての園で少人数の1学年複数クラスとすべきです。

3.丸橋幼稚園の保護者の方が2学年で一緒に学ぶようなかたちにして、それが教育面で良い効果を上げていると言っておられましたが、複式学級にも教育効果の面でメリットとデメリットがあると思います。そもそも少人数教育が良いのであれば、複式学級にする必要もないのであって矛盾しているように感じました。

4.保護者からは園児数でなく公立幼稚園ならではの優れたところを重視すべきだという要望が出ていましたが、そうした公立幼稚園の優れたところは、公立だけでなく私立幼稚園も取り入れるべきですし、私立幼稚園も公立幼稚園と同じような役割を果たすべきです。私立幼稚園関係者のお話にはそういう部分が欠けていたと思います。もっといえば、私立幼稚園関係者のお話からは、公立幼稚園に代わって積極的に役割を果たすという意思というか覚悟というかが感じられませんでした。そのことに市はどう対処するのでしょうか、どのような取組みをされるのでしょうか。

5.特別支援教育についても、どうすれば私立幼稚園が今よりもより多くの対象園児を受け入れることができるのか、どのような条件整備が必要なのか、市と私立幼稚園側の意思疎通ができているのかを明らかにして欲しいと思います。

6.保護者の方から、授業料が無償になっても私立幼稚園に行かせる場合は授業料以外の経費の負担が重いとの指摘がありました。しかし、私立幼稚園の保護者にも経済的に苦しい家計の方も少なくないと思います。経済的な負担のことをいうのであれば、公立幼稚園だから授業料以外の負担が低くて、私立幼稚園は高いままというのは不公平です。私立幼稚園の園児も含めてすべての園児に対して市は援助をすべきです。その際に所得制限

を設けるべきかどうかについては市の財政状況のこともあるのでよくわかりません。

２「資料４ 諮問事項２、３について」に対するご意見

１．諮問事項２については特に意見はありませんが、複数の公立幼稚園の廃園を前提として、残す幼稚園に対して教育水準・サービスの拡充をするというのではなく、普遍的なあり方としての今後の方向を示すのが良いのではないでしょうか。

２．諮問事項３について、公私の垣根を越えて就学前教育の充実を図るという考え方に異論はありませんが、大事なのはどうすればそれが実現するかです。公立幼稚園と私立幼稚園の連携を深める、市と私立幼稚園との協力・協調を増やすということですが、そのことについて今まで市がどのような取組みをしてきたのか、今後どのような努力をしていくつもりなのか、私立幼稚園との合意はできているのか（市が一方的に私立幼稚園との関係を深めたいと言っても私立幼稚園側にその意思があるのかどうか）が不明です。これらについてもっと明確にすべきだと思います。

No.１０

１ 当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

私立幼稚園の園長先生もおっしゃっていましたが、今の状況の中で、すぐに閉園を決定することは難しいのではないかと感じています。

やはり、これからのことを考える上でも、まずは保護者の皆さんの思いや不安をしっかりと聞き、もう少し丁寧に対話を重ねることが必要なのではないかと思いました。

仮に、今後さまざまな検討を重ねた上で、致し方なく閉園という結論になるとしても、保護者の皆さんが十分に思いを伝え、納得するための時間を持ち、その先を前向きに考えていけるような進め方にすることが大切なのではないかと思います。

２「資料４ 諮問事項２、３について」に対するご意見

②③の諮問内容を拝見し、これまで市立幼稚園に対して保護者から寄せられてきた三年保育や保育時間の延長、給食の提供などの要望、また、配慮を必要とする子どもが増えている現状を踏まえると、今後の市立幼稚園の在り方について検討していくことは必要であると考えます。

一方で、市立幼稚園の就園児数が減少しているという現状だけをもって、直ちにその役割を終える、あるいは閉園という方向に結論を急ぐのではなく、まずは「なぜ市立幼稚園を必要としている保護者がいるのか」「現在の市立幼稚園にどのような機能が求められているのか」という点について、保護者や現場の声を丁寧に把握することが大切ではないかと思います。

教育委員会が示されているように、本市の未就学児の多くが将来的に市立小学校へ進学するのであれば、就学前教育と小学校教育を切り離して考えるのではなく、子どもたちが安心して小学校へ進学できる環境を、市全体としてどのようにつくっていくのかを考えることが重要だと思います。

また、配慮を必要とする子どもが増えている中では、市立幼稚園がこれまで培ってきた特別支援教育や、一人ひとりの子どもに寄り添った教育の経験を、今後どのように生かしていくのかという視点も必要だと考えます。

そのため、市立幼稚園の機能を充実させることについて検討するのであれば、保育時間や給食などの具体的な保護者ニーズだけでなく、特別支援教育、幼小接続、地域とのつながりなど、市立幼稚園だからこそ担える役

割についても幅広く検討していただきたいと思います。

同時に、教育委員会としては、限られた財源や人員、園児数の減少など、行政として考慮しなければならない課題があることも理解しています。

だからこそ、「市立幼稚園を残すのか、閉園するのか」という二択で考えるのではなく、現在の市立幼稚園をどのように発展させることができるのか、また、今後の就学前教育において市立幼稚園にどのような役割を担ってもらうことが望ましいのかを、保護者・幼稚園・教育委員会・地域が一緒に考える時間が必要なのではないでしょうか。

今回の諮問を、単に市立幼稚園の存続について判断する機会とするのではなく、本市の子どもたちにとってよりよい就学前教育の在り方を考える機会として捉えていただきたいと思います。

保護者としても、市の現状や課題を理解しながら、感情的に「残してほしい」と訴えるだけではなく、これからの子どもたちにとって何が必要なのかという視点で、教育委員会や現場の皆様と一緒に考えていきたいと思います。

そのためにも、今後の方向性を決定する前に、現在市立幼稚園を利用している保護者、これから就園を考えている保護者、そして現場の教職員など、それぞれの立場から十分に意見を聞き、検討に反映していただくことを希望します。

No.11

1 当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

・宝塚・末成・丸橋幼稚園（以下、3 幼稚園）の存続が陳述の中心的な意図であった。3 幼稚園の存続・閉園は、本審議会の諮問内容からは外れるものではないか。3 幼稚園の存続・閉園を所掌事務とする然るべき場で、丁寧に審議又は意見交換を行い、決定すべきと考える。

・上記を措いて、3 幼稚園共通の陳述内容 8 点については、当事者の訴えとしては相応の妥当性を有すると考える。当事者間の意見交換の中で特に考慮すべきは、(2)と(6)である。

・(2)の 15 人という基準については、適正規模の議論の中で再度検討されるべきと考える。

・(6)の特別支援の受け皿については、市立幼稚園保護者の不安に対して、私立幼稚園関係者の回答は不十分であった。私立幼稚園各園が教育理念等を有することは理解できる。しかし、保育無償化以降、公教育機関としての役割が重要性を増したことから、教育理念等を以て応諾義務を回避することは原則できないと考える。教育委員会には、当事者の不安を軽減できるよう、公私の具体的な体制を示すことが求められるだろう。

2 「資料4 諮問事項2、3について」に対するご意見

〇諮問事項 2 について

・3 年保育の拡充、保育時間の延長、給食の提供、登園方法の緩和は一定の前進と見ることができる。しかしこれらは、すでに私立幼稚園において実施されていながらも園児数は減少している。市立幼稚園にあっては、園児数の急激な減少がトレンドになっている以上、対策としては不十分と言わざるを得ない。

・神戸市と宝塚市を除く県内各市では、幼稚園と保育所、幼保連携型認定こども園が、共通して採用試験を実施し、人材交流が行われている。西宮市では、市立幼稚園が、市立保育所と連携しながら、市立幼保連携型認定こども園として存続する計画が示された。

・市立幼稚園の施設ではなく、存続し次世代に引き継ぐべきは、地域の教育的財産（人的・物的、教育理念・方法・内容）である。幼保連携型認定こども園への将来的移行と、早期に市立保育所も含めた計画を策定する審

議会の設置を明記されたい。
〇諮問事項３について
・宝塚市幼児教育センターは、全国的に見ても早く、平成 29 年度に設置されており、①アドバイザー研修及び派遣の実施、②特別支援教育の充実、③子育て支援の理念の提示、④小学校との連携、就学前教育ビジョン、架け橋カリキュラムの策定、⑤兵庫教育大学との保育の充実に関する連携協定締結による研修の充実等、成果を上げてきた。
・令和 10 年度からは、次期 3 法令（幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領）が施行される予定である。現在、中間報告が出ているが、そこでは、幼児教育センターの設置と、趣旨として上記の①～⑤の方向性が示されている。その意味では、宝塚市では先進的な取り組みがなされてきたと評価でき、今後一層の充実が期待される。
・幼児教育センター分室としての市立幼稚園には、相応の規模を備えることが望ましい。諮問事項 2 とも関連するが、市立保育所・私立保育園・幼保連携型認定こども園の教育研究、研修において中心的な役割を担うのであれば、幼保連携型認定こども園への移行が望ましいのではないか。

No.12

1 当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

市立幼稚園保護者からの意見陳述については、特に意見はありません。

私立幼稚園関係者については、”まだ”私立全園の意見はまとまっていない、とのご発言もあり、今後市からの支援や有り様によって新しい協力体制を模索する姿勢を感じました。

2 「資料4 諮問事項2、3について」に対するご意見

諮問事項2、3については、説明の時間がほぼなく、素人の私が理解しきれているか自信がなく恐縮ですが意見を申し上げます。

諮問事項2：残る市立幼稚園の在り方について。

2－1、教育の質の向上に努める旨、差し支えないと賛同します。

2－2、私立との公平・均等の確保について。

3年保育、保育時間延長、給食については”不必要”と反対致します。理由は市が行財政改革に切迫している折、それを求めるなら私立、または、保育園を検討して頂きたいです。子育て中の保護者であるならば”家計”の観点で”市の財政”として新車や贅沢を求める行動が危険である旨ご拝察頂きたく存じます。

登園方法の緩和については園の環境が許す範囲で賛同致します。

諮問事項3：公教育における役割について。

賛同します。ただし個人的には公立での就学前教育は、市立幼稚園は不要とし、近隣市同様に”子ども園”として早々に一元化するほうが望ましいと意見します。

子どもも保護者も、いずれは教育関係者も（移行段階では軋みが想定されることでしょうが）全体として平穏に収まると考えます。子育ての狭い世界で保護者が就学前教育で分断され、いずれは小学校で軋んだ形で束になっている今、昨今の共働きが大多数の現状において時代に合わないなと子育てしながら感じています。他、公共交通で大変便利な立地の就学前施設の”用地”は共働きの通勤に便利な子ども園等就学前施設（公立でも私立でも）として残していただきたいです。また老人のためのカルチャーの箱になるのは見ていて悲しいです。晴

れた日ばかりではない通園において、ラッシュの公共交通で通勤する保護者に配慮があればそれが市の姿勢として攻めた就学前教育の実践に映ると思います。とにかく近隣市が先を走っており愛する宝塚にとって悔しい気持ちです。

以上、長文恐縮ですが、また当審議会の収拾が大変かと拝察致しますが、何卒よろしくお願いいたします。

No.13

1　当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

意見陳述（3園共通の意見）について

（1）について

園児数の減少は地域の幼児人口の減少、保護者の保育園志向の高まり等を反映したものであり市立幼稚園だけでなく私立幼稚園も共通して抱えている課題であって、幼児人口の減少という圧倒的・絶対的な現実を考えれば、市立幼稚園がその強み、特色を生かしたとしても克服できるものではない。このままでは、これまでと同じく3園の園児数は減り続け、教育効果の視点から適正とされる水準を満たせなくなるのではないか。それは公立幼稚園そのものの教育水準の低下を招くものであることに危機感を持たねばならない。

（2）について

過少な園児数での教育の弊害の問題として、①友達関係の固定化のおそれ、②集団活動の困難のおそれ、③社会性の獲得困難のおそれ、などの教育効果の視点から1クラス当たり園児数に係る「適正規模」が存在するのは事実である。少人数化教育のメリットを否定しないが、問題は過小な園児数である。過小な園児数で適切な教育効果が担保されるかどうかである。

（3）について

保護者ニーズについては諮問事項の2について審議会で検討し答申すれば良い。

（4）について

残る園の拡充という発想ではなく、宝塚市の公立幼稚園全体の教育の拡充が議論されねばならない。公立幼稚園がこれまで果たしてきた役割はそのまま今後も変わりなく果たされねばならない。

（5）について

市立幼稚園が担ってきた、担っている役割を過小評価するものではない。むしろ市立幼稚園の果たすべき役割の重要性は認識している。しかし、幼児数が今後も減少していくなかでの幼稚園教育のあり方を考える際、私立幼稚園とともに教育を担いあっていくことを考えねばならない。現実問題としてこれまで多くの公立幼稚園が廃園されてきたため（かつては 21 園あったのが現在は7園）、公立幼稚園空白地域が多く存在する。そうした地域での支援を要する子どもや日本語を母語としない子どもをどうするのか。当然、私立幼稚園に頼らざるをえない。公立幼稚園が果たしてきた役割は今後は私立幼稚園にも担ってもらわなければならない。そのための環境整備を市は真剣に考えねばならない。現在市立幼稚園が果たしている役割は存続する市立幼稚園にも継承されるし、私立幼稚園にも果たしてもらい、市立、私立の垣根を越えた幼児教育の拡充に努めるべきである。

（6）（7）について

これらの要請について市はきちんと対応すべきである。市の責任履行への意思表明が必要である。

（8）について

すでに8月 19 日の審議会で意見聴取がなされた。

２「資料４ 諮問事項２，３について」に対するご意見

諮問事項3については、市立幼稚園が果たしてきた役割をこれからは私立幼稚園も果たせるように、市は私立幼稚園へのサポートを確実に実行し、就学前教育として求められるものが公私に関係なくすべての子どもに保障されるように努めねばならない。

No.１４

１　当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

保護者の方が公立幼稚園のことを評価されていることが分かりました。

保護者の思いについては分かりましたが、適正規模・適正配置については大きな視野で協議していくことが必要だと考えます。極端な園児数の減少は、集団教育が難しいなど、課題となることから今後の就学前人口の減少に合わせた就学前教育施設の数や規模にしていくことは必要であると考えます。

これらのことから、公立幼稚園の規模を現行より縮小していくことはやむを得ないと考えますが、具体的に時期をどうするかを様々な視点で検討することが必要であると思います。

２「資料４ 諮問事項２、３について」に対するご意見

・ 残る公立幼稚園の教育機能の充実をはかり、教育委員会と共に公立幼稚園、私立幼稚園、公私立保育所園が連携をとり、宝塚市の就学前の子どもたちを育てることができるように取り組んでいくことが必要であると考えます。また、市民が平等に選択できることが大事であると思います。

・ 4－1については、早急な対応をしていくことが必要な事項であると感じます。保護者のニーズを含め、社会情勢に応じた対応をする必要があると考えます。

・ 4－2については、第１２回の審議会でもお話が出ていたように「家庭・地域との連携」という視点も必要であると思います。

・ 4－2、3については、実現するための具体的な対応について詳細な協議が必要であると思います。就学前施設が互いに取組について十分に理解し、実現できるように努めていかなければならないと思います。

No.１５

１　当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

お気持ちはよくわかりました。

２「資料４ 諮問事項２，３について」に対するご意見

宝塚市立の公立幼稚園ですので宝塚市のお考えを尊重します。

No.１６

１　当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

私立幼稚園では各園の状況や教育方針が異なるため、公立幼稚園のように一様の対応が難しいところではありますが、従来より公立幼稚園のように特性や障がいのある園児を受け入れている私立幼稚園はあります。各園の努力や工夫により、多様な園児に対して保育を実施しています。

２「資料４ 諮問事項２，３について」に対するご意見

空欄

No.１７

１ 当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

それぞれの立場でいろいろな思いがあるだろうが、宝塚市の就学前教育の向上と就学前の子ども達や保護者にとってより良い方法が一番である。

２「資料４ 諮問事項２，３について」に対するご意見

宝塚市の子ども達や保護者が安心できる就学前教育の実現に取り組んでほしい。

No.１８

１ 当事者からの意見陳述を受けて（市立幼稚園保護者、私立幼稚園関係者）

今回の意見陳述では、閉園に対する不安や反対の声が中心であり、保護者・関係者の「総意」を十分に把握できる状況には至っていないと受け止めている。教育的観点からの意見は多く示されたものの、メリット・デメリットの双方を踏まえた整理や、現場の課題・改善可能性についての体系的な検討には必ずしも結びついていなかった。

また、当事者の意見は幼稚園教育の受益者としての視点が中心であったが、本審議会では、教育的価値に加えて、市政全体の財政バランスを踏まえた持続可能性の観点も併せて検討する必要があり、教育と財政の両面を踏まえた議論が求められる点を改めて確認したい。

さらに、今回の審議では、諮問の順序構造が本来の政策形成プロセスと十分に整合していなかったことにより、委員間で議論の前提に差異が生じ、焦点が定まりにくい場面があったと認識している。

本来は、①公教育としての役割（諮問３）→②教育・保育の機能充実（諮問２）→③適正規模・適正配置（諮問１）の順で検討することが自然である。しかし今回は、最終段階で検討すべき「適正規模・適正配置」が先に位置付けられ、閉園に直結する具体案まで提示されたことで、当事者の不安を高める要因となった可能性がある。

以上を踏まえ、当事者の意見は重要な情報である一方、反対意見のみをもって市全体の方向性を決定することは適切とは言えず、教育的価値と財政的妥当性の双方を踏まえた広い視点からの検討が必要であると考える。

２「資料４ 諮問事項２，３について」に対するご意見

諮問事項２・３は、資料の提示や議論の時間が十分とは言えず、特に諮問事項３は目的が共有されにくい状況であった。そのうえで、以下の点を意見として述べる。

（１）就学前教育全体を俯瞰した議論が必要

幼稚園・保育所・認定こども園は相互に影響し合う総合的なシステムであり、特別支援や外国にルーツを持つ子ども、生活困窮世帯への支援は、市立幼稚園のみで完結するものではない。市立幼稚園に限定した議論では、将来像の検討が不十分になりかねない。

（２）市立幼稚園の役割を再定義したうえで機能充実を検討すべき

まず役割（諮問３）を明確にしたうえで、次に機能（諮問２）を整理し、その結果として規模・配置（諮問１）を検

討する流れが必要である。

（3）拙速な統廃合は避けつつ、単なる先送りにもしない

閉園ありきの議論は避けるべきだが、判断を先送りするだけでは課題解決につながらない。人口動態や施設配置を踏まえ、複数の基準を事前に設定し、段階的に判断できる仕組みが求められる。

（4）複数の基準設定が不可欠

園児数だけでなく、①一学級当たりの園児数、②教員一人当たりの園児数、③複数年の園児数推移、③地域人口、④特別支援・外国ルーツ・生活困窮世帯への対応、⑤通園手段、⑥教育内容の質、⑦市政全体の財政バランスなどを総合的に評価し、持続可能な判断枠組みを構築する必要がある。

（5）まとめ

今回の諮問は、順序構造、市立幼稚園に限定した点、統廃合案の先行提示などにより、審議の前提が十分に共有されにくい状況があった。本来は、役割→機能→規模・配置の順で検討することが望ましいと考える。

また、就学前教育は複数の施設形態からなる総合的なシステムであり、市立幼稚園のみを対象とした議論では十分ではない。教育的価値と財政的持続可能性の双方を踏まえ、複数基準による段階的な判断枠組みを整えることが必要であると考える。

教育委員会諮問第２号

宝塚市教育環境審議会

宝塚市の幼稚園教育の振興等について（諮問）

宝塚市の幼稚園教育の振興等について、別紙のとおり諮問します。

令和８年(２０２６年)７月９日

宝塚市教育委員会

（別紙）

宝塚市の幼稚園教育の振興等について

１　　諮問事項

（１）市立幼稚園の適正規模及び適正配置について

（２）市立幼稚園の教育・保育の在り方について（機能充実）

（３）教育委員会及び市立幼稚園の公教育としての役割について

２　　諮問理由

（１）諮問事項１

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要に時期に当たります。そのため、本市では、市立幼稚園７園、私立幼稚園１４園、公私立保育所３５所園、小規模保育施設３施設、合わせて５９の施設で幼児教育・保育を担っています。

これまでの少子化に加えて、近年、本市では長時間保育を実施する保育所への需要が高まったことから、幼稚園の園児数が大幅に減少しており、特に市立幼稚園の園児数の減少は顕著で、今後もこの傾向は継続するものと見込んでいます。

市立幼稚園では、既に全ての幼稚園で各学年が単学級になっており、１学級あたりの平均園児数は１２人で集団による効果的な保育が困難な状態になっています。

こうした市立幼稚園の適正規模及び適正配置について再考する必要があるものと考えています。

（２）諮問事項２

市立幼稚園に対しては、過去から３年保育や保育時間の延長、それに伴う給食サービスの提供など、保護者から多くの要望が寄せられてきました。

諮問事項１による適正規模及び適正配置の結果も踏まえて、市立幼稚園の機能の充実についても検討する必要があります。

（３）諮問事項３

本市の就学前児童の９５％の児童が市立小学校へ進学しています。そのため、教育委員会では、本年４月に宝塚市就学前教育ビジョンを策定し、本ビジョンに基づく教育の

充実として、子どもの未来を拓く学びと生活の基盤を育むための指針を示しました。

この他、本市では平成２９年度（２０１７年）から幼児教育センターを設置して、私立幼稚園や公私立保育所に経験豊富なアドバイザーを派遣することや研修会を企画するなど、就学前教育・保育施設の質の向上を図ってきました。

特に配慮の必要な幼児が増加傾向にあることから、特別支援教育を充実させる必要があり、小学校への連携も重要になってきます。

市立幼稚園に就園する児童が減少する中、就学前施設の類型に関わらず、広く幼児教育を充実発展させるために果たすべき教育委員会の役割や教育の就学前教育の拠点としての市立幼稚園の在り方について検討する必要があります。

以上、３点について諮問します。